

愛知県名古屋飛行場編（仕様書）

目 次

第1	目的	1
第2	飛行場の管理運営業務の基本方針	1
第3	法令等の遵守	1
第4	飛行場の運用時間	2
第5	愛知県名古屋飛行場連絡調整ミーティングの開催	2
第6	業務内容	
1	指定管理者の業務及び管理の基準	2
2	体制の確保	3
3	飛行場運用業務	4
4	飛行場管理業務	5
5	航空保安業務	11
6	一般管理業務	13
7	その他業務	16
8	管理運営において配慮すべき事項	22
9	資格	22
10	再委託	23
第7	管理運営に要する費用	23
第8	経理	
1	予算執行	23
2	経理規程	23
3	立ち入り検査	23
4	経理事務	23
第9	事業計画書及び事業報告書の提出	23
第10	物品	24
第11	施設の維持補修・改良、更新	
1	維持補修・改良	24
2	更新	25

第12	損害賠償等	25
第13	保険への加入	25
第14	指定期間の前に行う業務	25
第15	留意事項	
1	公平な運営	25
2	県との連携	25
3	各種規程の作成	26
4	税負担、光熱水費等の支払いについて	26
5	引継ぎの実施について	26
第16	報告	26
第17	その他	26
別表1	気象観測施設の定例保守点検事項	27
別図1	巡回警備参考図	28
別図2	飛行場面点検範囲	29
別表2	飛行場面点検項目等	30
別表3	巡回点検の点検項目と標準点検頻度	31
別表4	飛行場土木施設の維持・修繕等に係る項目及び標準頻度	34
別表5	航空灯火・電気施設の定期点検項目及び頻度	36
別表6	予備自家発電設備の定期点検項目	58
別表7	航空保安無線施設（ILS）の定期点検項目	61
別表8	建築物等の定期の点検・保守項目等	63
別表9	清掃	64
別表10	施設の規模等	67

愛知県名古屋飛行場指定管理者業務仕様書

第1 目的

愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）の利用者への便宜供与及び利用促進並びに管理運営に付帯する業務に必要な仕様を定める。

第2 飛行場の管理運營業務の基本方針

- 1 飛行場を広く県民の利用に供するとともに飛行場の適正な管理を期するものとする。
- 2 飛行場は、コミューター航空、ビジネス航空その他小型航空機による航空交通の拠点として、航空交通の発達に資することを目的に設置され、その運用に当たっては、以下の点に留意して、利用者が安全安心に利用できる管理運営を行うこと。
 - ・ 航空旅客等の利便に供すること。
 - ・ 愛知県地域防災計画で広域防災拠点として位置づけられており、また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において「大規模な広域防災拠点」に指定されている。また、近隣に2027年度、基幹的広域防災拠点の整備が予定されていることから、災害発生時等に機能を発揮できるよう適切な措置を図ること。

第3 法令等の遵守

飛行場の管理運營業務を行うに当たり、関連法令等を遵守すること。特に以下の法令等について遵守すること。

- 1 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
- 2 空港法（昭和31年4月20日法律第80号）
- 3 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- 4 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- 5 愛知県名古屋飛行場条例（平成16年7月2日条例44号 以下「条例」という。）、愛知県名古屋飛行場管理規則（平成16年12月17日規則71号 以下「規則」という。）
- 6 施設維持、設備保守点検に関する法規（建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、電波法（昭和25年5月2日法律第131号）、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）、ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月23日政令第300号）、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）等）
- 7 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、知事が保有する個

人情報の安全管理に関する規程等

8 愛知県名古屋飛行場業務処理要綱（以下「要綱」という。）等各種規程

第4 飛行場の運用時間

飛行場の運用時間は、条例第2条に定める、午前7時から午後10時までとする。

ただし定期便の遅延等、知事が必要と認めるときは変更する場合がある他、愛知県名古屋飛行場ターミナルビル（以下「ターミナルビル」という。）内、業務用施設及び定期駐車場については終日利用可である等、各種規程に基づき適切に対応すること。

第5 愛知県名古屋飛行場連絡調整ミーティングの開催

指定管理者は、飛行場の適正な管理と活性化を図るため、県及び飛行場関係者が協議する場としての愛知県名古屋飛行場連絡調整ミーティングの主体的な運営を行うこと。

第6 業務内容

1 指定管理者の業務及び管理の基準

（業務）

- (1) 条例の規定（第19条第1項及び第21条第1項後段の規定を除く。）により知事に提出される申請書及び届出書を受け付け、並びに許可書を交付し、又は許可に係る通知を伝達すること（条例第4条第1項の規定による届出及び第5条第1項但し書の規定による許可の申請に関するものにあつては、自衛隊に係るものを除く。）。
- (2) 飛行場の管理上必要な指示をすること（航空機の停留に関するものに限るものとし、自衛隊に対するものを除く。）。
- (3) 知事が業務処理要綱第44条の規定に基づき必要と認めた場合は、飛行場への入場を制限し、若しくは禁止し、又は入場した者の行為（立入制限区域内におけるものを除く。）を制限すること。
- (4) 飛行場のターミナルビルの会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設、又は駐車場（あいち航空ミュージアムの駐車場を除く。）（以下「会議室等」という。）の管理上必要な指示及び利用を許可すること。
- (5) 会議室等の利用の許可に条件を付けること。
- (6) 会議室等の利用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (7) 会議室等の利用について指示をし、又は利用中の会議室、ビジネス航空専用施設若しくは業務用施設に職員を立ち入らせ、利用の状況を調査させること。
- (8) 飛行場の施設の点検、清掃、補修その他の維持管理を行うこと。

（基準）

- (1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理

者業務を行うこと。

- (2) 飛行場を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) (1) から (3) の他、知事が定める基準

2 体制の確保

- (1) 飛行場施設の管理運営に係る業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し調整する総括責任者及び業務ごとに業務内容を把握する業務責任者を定め、業務の開始前に県に報告すること。
総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。
業務の一部について再委託を行う場合には、業務組織に加え、業務責任者が責任を持って実施させること。
- (2) 本仕様書に掲げる業務の実施に支障のないように要員を配置し、管理運営に当たること。
- (3) 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な資格、知識、技能及び経験を有する者とする。特に以下の業務については必ず技能及び経験を有する者について、書面により報告すること。

ア 滑走路等利用許可業務及び飛行場面管理業務

他飛行場を含め、飛行場の同様な勤務の経験が5年以上ある者を運用時間中常時1名以上配置すること。

イ 救急救難業務

消防・救難業務の勤務経験者を1名以上配置すること。

ウ 航空灯火・電気施設管理業務

第三種電気主任技術者の資格を有しており、飛行場勤務経験が1年以上ある者を配置すること。

エ 航空保安無線施設（ILS）管理業務

第2級陸上無線技術士の資格を有しており、航空保安無線施設（以下「ILS」という。）の保守経験が1年以上ある者を運用時間中常駐させること。

オ 建築施設維持管理業務

建築物における衛生的環境を確保するための建築物環境衛生管理技術者を配置すること。

- (4) 管理事務所長（総括責任者と兼ねることができる。）を1人配置すること。
- (5) 運営組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施するとともに、業務のマニュアル化などを行い実施すること。
- (6) 運用時間が臨時に延長された場合及び運用時間外の許可が行われた場合には、必要な体制の確保を講ずること。

3 飛行場運用業務

(1) 滑走路等利用許可業務

要綱に基づき飛行場の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）

の利用に係る許可業務を実施すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 飛行場の滑走路等の利用届を受け付けるとともに、飛行場運用要領に基づき停留場所の指定及び利用者に対し飛行場管理上必要な指示を行うこと。なお、利用届は、受付時に内容を確認し、不備等ある場合は修正等を指示すること。

イ 運用時間外利用許可、制限重量外利用許可及び運用時間の臨時延長の申請を受け付け、県に提出するとともに、県の処分結果を申請者に伝達すること。なお、申請書の受付時に内容を確認し、不備等ある場合は修正等を指示すること。また、運用時間外に運用時間外利用許可申請を受け付けるための電話回線を複数配備すること。

ウ 条例第13条第3項第2号の規定に基づき利用中止承認の申請を受け付け、県に提出するとともに、県の承認又は不承認の処分結果を申請者に伝達すること。受付の際、不適当な事項がある場合は、その旨を指摘し、適切な措置を指示すること。

(2) 情報提供等業務

ア 気象情報提供等業務

気象業務実施要領に基づく、気象観測結果の通報、気象情報提供装置による気象状況の提供及び気象観測施設の保守点検等を行うこと。主な業務内容は以下のとおり。

(ア) 以下の気象情報資料について、気象情報提供装置を設置し、照会者が自ら操作して入手できるようにすること。なお、最新の飛行場の気象状態又は提供情報等について、照会があった場合は、必要に応じ解説できる環境を提供すること。

【気象情報資料】

- ・各空港の観測実況及び飛行場予報
- ・飛行場にかかる天気予報、注意報、警報、気象情報
- ・国内空域悪天情報、国内悪天予想図
- ・地上及び高層の観測資料、実況図、解析図及び予想天気図
- ・気象衛星、気象レーダ、アメダス等の実況資料
- ・解説のための補助資料
- ・その他必要とする気象情報

(イ) 気象観測施設について、別表1「気象観測施設の定例保守点検事項」に定める点検事項について、日点検、1ヶ月点検、3ヶ月点検、6ヶ月点検を行い、その状況と措置等を「航空気象観測装置点検報告書」に記録し、記録後速やかに県に報告すること。

(ウ) 以下の機器について検定有効期間満了前に再検定を受検すること。

測器名称	検定有効期間
風車型風速計感部	5年
転倒ます型雨量計感部	5年

(エ) 気象観測施設の予備品については、当該年度に必要な予備品の補給数量を確認し補給すること。また、当該年度内の消耗分・故障分は、その都度補給・修理すること。

(オ) 気象観測施設等に障害が発生した場合は、障害状況を把握し、早急に復旧すること。

(カ) 気象観測装置のうち、一部の機器についてサブスクリプション形式であるため、継続使用可能な措置を行うこと。

イ 航空情報等資料収集・掲示・提供等業務

航空情報等資料掲示業務実施要領に基づき、利用者の運航のため必要となる航空情報等の資料について、収集・掲示・提供等を行うとともに、県に対しても情報提供を行うこと。主な業務内容は以下のとおり。

- (ア) 航空路誌（改訂版及び補足版を含む。）を利用者の利用しやすい場所に置き閲覧に供すること。
- (イ) 地点略号RJNA及びRJGGのノータムを、有効期間に留意し、利用者の利用しやすい場所に置き閲覧に供する。その他のノータムは、利用者の求めに応じて閲覧に供すること。
- (ウ) 航空情報サーキュラーを利用者の利用しやすい場所に置き閲覧に供すること。
- (エ) 航空法等関連法規、条例、その他の飛行場管理規程等は、利用者の利用しやすい場所に置き閲覧に供すること。
- (オ) その他必要な情報については、利用者の見やすい場所に掲示するか、又は利用しやすい場所に置き閲覧に供するとともに、必要に応じて口頭で説明すること。

(3) 航空情報発行依頼等業務

航空法第99条及び同法施行規則第209条の2に定める航空情報の事象が発生した場合には、直ちに県に報告すること。ノータム事項については、航空情報発行依頼等事務処理要領に基づき速やかにノータム事項通報書を作成すること。また、自衛隊からのノータム発行依頼の受け付けを行い、県にノータム事項通報書を提出すること。なお、ノータム事項についてはあわせて関係機関に通知すること。

(4) 飛行場業務日誌等作成業務

飛行場業務日誌等の作成について、以下のとおり行うこと。

- ア 飛行場業務日誌作成要領に基づき、航空法施行規則第92条第9号に定める事項について、飛行場業務日誌に毎日記録し、必要があるときは、午前7時、午後2時のブリーフィング後直ちに本庁へFAXすること。
- イ 飛行場業務日誌は1ヶ月分をとりまとめ、翌月7日までに県に提出すること。
- ウ 要綱第28条第2項に定める、空港管理状況報告書を作成し、翌月20日までに県に提出すること。

4 飛行場管理業務

(1) 航空機災害等処理業務

航空機災害等が発生した場合には、要綱第29条の定めるところにより、県と協力して必要な措置を講ずること。また、航空機事故等が発生した場合、救難救助隊行動要領に定める指定管理者職員の職務を実施すること。主な通常の業務内容は以下のとおり。

- ア 管制塔との緊急電話（クラッシュホン）について、常時通話可能な状態の確認作

業として毎日午前8時に管制塔からの試験通話に応答すること。

また、尾張中北消防指令センター（西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部）、春日井市消防本部、名古屋市消防局との緊急電話（ホットライン）について、毎日午前8時から午前8時5分の間に「個別通報」及び「一斉通報」の通話試験を行うこと。

イ 救急医療用資器材搬送車（以下「医療搬送車」という。）について、毎日、点検整備を行うこと。また、週に1回、走行試験を行うこと。

医療搬送車の無線装置について、始業点検時に管制塔及び愛知県名古屋空港事務所との通話試験を行い、常時通話可能な状態を確認しておくこと。

医療搬送車の性能を十分に把握し、正しい操作を行い、医療搬送車の全能力を発揮できるよう努めること。

ウ 救急医療用資器材について、週に1回、点検整備を行うとともに、救急医療用資器材の補充や更新を行い使用可能な状態に保全しておくこと。

エ 貯水槽（13基）について、月に1回、点検を行い、使用可能な状態に維持・確認しておくこと。

オ 航空機の離着陸時を考慮し、人員及び医療搬送車を所定の場所に待機させ、出動警戒に当たること。また、航空機事故等が発生した場合、医療搬送車を速やかに現場へ急行させ救難救助活動を実施すること。

カ 救難救助業務日誌を作成し、1ヶ月分をとりまとめ、翌月7日までに県へ報告すること。

キ 航空機事故等が発生した場合の連絡体制を明示した表を管理事務所、医療搬送車の車庫その他必要な場所に掲示すること。

ク 要綱第30条に定めるところにより、消火救難等の活動として、上記に掲げるもののほか救難救助業務実施要領（第9条及び第11条を除く。）に定める空港長の業務を実施すること。

ケ 航空機災害等が発生した場合のための緊急連絡先との通信手段の機能確認を年に2回行うこと。

（2）警務業務

飛行場内の秩序維持を図るため、愛知県名古屋飛行場空港機能管理規程（セキュリティ編）及び警務業務実施要領に基づき、立入制限区域出入口（第二西門）における立哨警備及び飛行場内の巡回点検等の警備を適切に実施すること。また、「国家民間航空保安プログラム」第12章1.（1）に基づき国土交通省航空局が決定する脅威レベルがレベルⅡ又はレベルⅢとなった場合においては、巡回警備については警備員の人数の増加、巡回回数増加等を行うほか、立哨警備については出入管理の強化等を行うことにより警備の強化を図ること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 警務業務の実施に当たり巡回用車両（標識灯、無線電話機が装備されたもの）の点検整備、双眼鏡、写真機、携帯用無線機、携帯用拡声器、携帯用探照灯、ロープ等の各種装備品の点検を行い、点検の結果、異常を認めた場合は必要な措置を講ず

ること。

- イ 業務の状況を警務業務日誌及び配備機器点検簿に記録し、次に実施する者に引き継ぐとともに、1ヶ月分をまとめて翌月7日までに県に提出すること。
- ウ 巡回点検業務実施要領に基づき、巡回点検業務として、別図1巡回警備参考図を参考に立入制限区域境界線付近、ターミナルビル、管理庁舎、エプロン、駐車場及び構内道路を毎日8回不定期に巡回すること。
- エ 立入制限区域出入口（第二西門）に人員を常駐させ、午前7時から午後10時まで立哨点検業務実施要領に基づき立哨点検業務を実施すること。
 - ・立入制限区域への人及び車両の立入りについては、立入許可証もしくは車両運行許可証の携帯の有無の確認を行い、許可証を所持した人及び車両のみ立入制限区域に立入らせること。
 - ・立入制限区域への立入りの許可を受けずに人又は車両が立入制限区域内に侵入することを未然に防止するため、周辺の警戒・監視を行うこと。
- オ 不法侵入等飛行場の秩序を乱す行為もしくは乱す恐れのある行為について発見又は通報を受けた場合は直ちに現場に急行し、その行為に対し制止・事情聴取等の必要な措置をとること。また、飛行場の秩序を乱す行為もしくは乱す恐れのある行為が発生した場合、一定期間警備の強化を図るとともに、強化期間中に再発防止策を県に提案し、承認を受けた後、実施すること。
- カ 飛行場内の事故等の発生を未然に防止するため、必要な指導・監視を行うとともに、禁止行為の発生を未然に防止するため、警戒・監視を行うこと。
- キ 県が飛行場警務特別業務又は飛行場警務緊急業務を実施する場合において、入場の制限及び禁止業務を行う他、必要な支援を行うこと。
- ク 航空機爆破等予告情報を入手した場合には、航空機爆破等予告情報処理要領に基づき直ちに受信内容、予告内容等の記録の作成及び県への報告を行うとともに、県と協力して必要な措置を講ずること。
- ケ 航空機不法奪取事件発生 of 通報を入手した場合には、航空機不法奪取事件処理要領に基づき直ちに発生状況等の記録の作成及び県への報告を行うとともに、県と協力して必要な措置を講ずること。
- コ 外部からの投書等を入手した場合は、外部からの投書等に対する対応マニュアルに基づき受信内容等の記録の作成及び県への報告を行うとともに、県と協力して必要な措置を講ずること。
- サ 国際ビジネスジェット機に搭乗する者が3辺（縦、横、高さ）の和が200cmを超える手荷物等（以下「大型手荷物等」という。）を持ち込む場合に、大型手荷物等を確認し県へ報告を行い、県と協力して「国際ビジネスジェット機に搭乗する者に対する保安検査実施要領」に基づき保安検査の実施等必要な措置を講ずること。

（3）飛行場面管理業務

飛行場の運用、場面点検、航空機の誘導、航空機燃料流出時の対応、鳥獣防除、除雪等の飛行場面管理業務を実施し、航空機の安全及び飛行場の秩序ある運用を確保す

ること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 飛行場運用要領に基づき、滑走路、エプロン等の飛行場の運用を行い、滑走路、誘導路、エプロン（以下「飛行場面」という。）の利用者に対し、同要領の遵守を指導すること。なお、飛行場運用要領に具体的な定めのない場合も、飛行場の運用に係る事案（航空機事故等別に対応の定めがあるものを除く。）については、安全に配慮しつつ、その対応方法について指定管理者が県に提案し、承認を受けた後、実施すること。

イ 飛行場面点検要領に定める飛行場面の点検業務（滑走路閉鎖を除く。）等を行うとともに、飛行場面点検票を作成すること。

- ・関係機関に点検時刻を周知のうえ、1日2回（運用時間前及び午後）定時点検を実施すること。点検範囲、点検項目及び点検時の留意事項は別図2及び別表2を参考とすること。
- ・飛行場面点検要領第4条に定める場合には、臨時点検を実施し、結果を速やかに県へ報告すること。
- ・点検において異常を認めるときは、必要に応じて、写真、図面等により記録を作成するとともに、県に報告し、関係機関へ周知する他、復旧のための措置を講ずること。

ウ 安全上特に必要と認める場合又は航空機の機長から要請があった等の場合には、航空機誘導業務実施要領に基づき、航空機の誘導業務を行うこと。

なお、航空機の誘導は、教育・訓練を受けた者が実施すること。

エ 航空機の移動する区域に積雪又は凍結があるときには、滑走路面状態評価等実施要領に基づき、滑走路面状態評価等を実施し、調査結果を県に報告するとともに関係機関へ周知すること。

- ・滑走路面状態評価等を実施する者に対して、滑走路面状態評価等実施要領及びブレーキング・アクション測定計の操作方法等の教育・訓練をあらかじめ実施すること。なお、教育・訓練実施後は結果を県に報告すること。
- ・滑走路面状態評価等の結果、航空機の離着陸等に支障がある区域を認めるときは、県の指示により、直ちに飛行場の利用予定者に対し飛行場の利用の自粛を要請するとともに、雪氷の状況によっては当該区域の一時閉鎖その他の必要な措置を講ずること。

オ 除雪作業実施要領に基づき除雪業務を行うこと。

- ・県から除雪待機を命じられた場合には、除雪作業準備を行うとともに、除雪を命じられた場合には除雪業務を行うこと。
- ・県が行う除雪計画の策定、除雪待機・除雪開始を決定するための検討を支援すること。
- ・凍結防止剤を確保し、必要に応じ凍結防止剤散布機により散布すること。
- ・凍結防止剤は航空機の機体に悪影響を及ぼすものは使用しないこと。

【除雪作業の基準】

滑走路、誘導路又はエプロンの積雪が2 cm以上となった時、あるいは2 cm以上の積雪になると判断された場合

カ 要綱第39条に基づき、鳥獣対策を実施すること。

- ・ 野生動物の航空機への衝突を防止するため、次の事項を含む野生動物衝突防止計画を指定管理者が県に提案し、承認を受けた後、同計画により実施すること。また、実施結果を県に報告するとともに、必要により同計画の見直しを県に提案すること。

野生動物の衝突による危険性の評価結果

評価結果に基づき講ずる野生動物衝突防止対策

野生動物衝突防止対策の再検証

- ・ 鳥獣防除のための定時パトロール（場面点検や警務業務の定期巡回時の兼用可）を1日1回行うとともに、必要によりレーザー式追払い装置（エアロレーザー）・煙火・スターターピストル等により威嚇・追払いを実施すること。また、県、管制機関、航空会社等からの要請があった場合は、臨時パトロールを行い、同様に威嚇・追払いを実施すること。なお、航空機の離着陸に支障を来す恐れがある場合には防除を行うこと。
- ・ 鳥の飛来の多い時期や航空機への衝突が懸念される場合には、定時パトロールの数を増やして行うこと。また、実施に当たってはパトロール及び防除方法を県に提案し、承認を受けた後、実施すること。
- ・ 鳥獣対策業務従事者については、鳥獣の生態や防除方法等の知識・技能の向上に努めること。
- ・ 鳥獣が航空機に衝突した場合又は鳥獣が航空機に衝突した可能性がある場合には、滑走路等を点検し、直ちに県に報告するとともに運航者に連絡すること。

キ 航空機燃料等流出時の対応

- ・ 航空機燃料等が流出した場合には、流出現場を確認したうえで、原因者に速やかに処理するよう指導するとともに、必要な支援を行い、処理を終了させること。その際、県に適宜状況を報告すること。
- ・ 航空機の安全確保のため当該流出区域等の閉鎖等の運航制限等を行う場合は、県の指示により、必要な措置を講ずること。
- ・ 原因者による処理が終了後、現場を確認し、県に報告するとともに、飛行場運用要領に定める報告書を原因者から徴収し県に提出すること。

ク エプロン監視用等のITVによる監視を行うとともに、ITV設備の点検・保守を実施し正常な運用をすること。点検・保守結果を県に報告すること。

（4）立入制限区域管理業務

立入制限区域管理要領に基づき、立入制限区域立入り、立入制限区域内車両運行及び立入制限区域内車両運転の許可事務を行い、その行為を行う者に対して、立入制限区域管理要領を遵守させる等、立入制限区域の秩序を維持すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 立入制限区域内立入許可、車両運行許可、車両運転許可の申請並びに立入制限区域管理要領に規定する届出を受け付け、県に提出すること。申請及び届出の受付時に内容を確認し、不備等ある場合は修正等の措置を促すこと。また、県の許可又は

不許可の処分結果を申請者等に伝達するものとし、許可する場合には、ランプパス、立入制限区域内車両運行許可書を作成し、県の確認を受けた後交付すること。ランプパスについては許可原簿に記載し管理するとともに、管理状況を定期的に点検し、県に報告すること。車両運行許可については、許可期間を把握し、更新の場合は申請漏れがないよう申請者を指導すること。

イ 立入制限区域内立入許可に係る講習会並びに立入制限区域内車両運転許可に係る講習会及び試験を実施するとともに、その結果を県に報告すること。

ウ 救急車等が立入制限区域に立ち入る場合において、救急車の要請及び誘導要領に基づき誘導するとともに、その結果を県に報告すること。

エ 低視程時における安全の確保として、愛知県名古屋飛行場空港機能管理規程（セイフティ編）（以下「セイフティ編」という。）4. 14に定める業務を行うこと

オ 県が設置する立入制限区域に面する門扉（以下「立入制限区域門扉」という。）の鍵について、立入制限区域門扉鍵管理要領に基づき、以下のとおり適切に管理するとともに、飛行場の安全と秩序の維持を図るものとする。

（ア）立入制限区域門扉の鍵は、保管庫において厳重に保管すること。

（イ）立入制限区域門扉鍵管理要領に定めるところにより、鍵の貸与（臨時貸与に限る。）を行い、確実にその返納をさせるとともに、貸与及び返納の記録を作成し、翌日までに県に提出すること。

（ウ）庁舎入口、立入制限区域扉等の暗証番号を定期的に変更し、関係機関に通知すること。

（5）飛行場土木施設の維持管理業務

土木施設管理要領に基づき、飛行場土木施設の点検、維持修繕、応急措置等を行い、土木施設の機能を適切に確保すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 以下の点検を実施し、点検結果は点検簿、異常箇所表及び業務記録にまとめ、速やかに県に提出するとともに、維持修繕が必要と思われる箇所については、県に報告すること。

- ・巡回点検は、車両又は徒歩の目視観察により、別表3の点検項目及び頻度等を参考に実施すること。その際、舗装の状況及び標識の状況に関する異常の形態に留意すること。
- ・緊急点検は、地震、台風等の自然現象、事故等の人為的災害及びその他の原因により飛行場土木施設に損傷が生じたと考えられる場合に行うこと。また、夏期は、滑走路のブリスタリング点検を、6回行うこと。
- ・詳細点検は、巡回点検及び緊急点検により異常箇所を発見した場合に必要な応じて行うものとし、各施設区分の特性に応じて適切な点検内容を選定すること。

イ 飛行場土木施設については、次の事項を満たすよう経常的に維持・修繕を行うこと。ただし、飛行場基本施設（滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯）の修繕工事の必要性については、巡回点検等の点検結果などから県が判断し、県の指示及び施工管理のもと実施すること。

- (ア) 航空法施行規則第79条第1項第3号の規格を満足するように滑走路、着陸帯及び誘導路が保たれていること。
 - (イ) 滑走路等舗装の表面に、石片や異物等航空機の損傷の原因となるものがないこと。
 - (ウ) 飛行場標識施設が明瞭に識別できること。
 - (エ) 滑走路等舗装面に航空機の運航の阻害となる恐れのあるひび割れ、くぼみ、剥離等がないこと。
 - (オ) 排水施設が良好な状態で機能すること。
 - (カ) 構内道路、駐車場等が良好な状態に保たれていること。
 - (キ) その他飛行場土木施設が良好な状態に保たれていること。
- ウ 飛行場土木施設の標識工、清掃、草刈工、植木手入れ工等については、下記及び別表4を参考に実施するとともに、結果を県に報告すること。なお、実施頻度については、標準頻度を基本とするが、必要により追加実施する等柔軟に対応すること。
- (ア) 標識維持工
 - 滑走路、誘導路、エプロン及び道路標識の再塗装を行うこと。
 - (イ) 舗装面清掃工
 - 滑走路、誘導路、エプロン、道路、ターミナル前歩道及び駐車場を機械又は人力により清掃を行うこと。
 - (ウ) 草刈工
 - 着陸帯等の制限区域内やターミナル地区、灯火施設、無線施設及び庁舎等の植生地域を機械、人力で刈取りを行うこと。
 - (エ) 排水施設溝清掃工
 - 排水施設等に堆積している泥土、その他の堆積物をスコップ等により清掃を行うこと。
 - (オ) 植木手入れ工
 - 飛行場内に植栽されている樹木の剪定、施肥、灌水及び防除、雑草抜き取り等を行うこと。
- エ 業務に従事する職員の知識・技能の維持・向上を図るため、研修等を計画的に実施するとともに、1級土木施工管理技士の資格等相当の知識及び経験を有する者を従事させること。

5 航空保安業務

(1) 航空灯火・電気施設維持管理業務

セイフティ編第5章に基づき、運用、点検・保守及び異常状態発生時には適切な処置を行うことにより、航空機が安全に航行できるよう航空灯火・電気施設の機能を確保すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 点検・保守については、保守計画を策定し県の承認を得たうえで、適切に点検・保守を実行すること。

点検については、別表5・別表6の点検項目等により実施し、報告すること。

イ 点検等により破損・劣化が認められた場合もしくは破損・劣化のおそれがあると

判断される場合には、速やかに県の確認を得たうえで異常箇所の調整及び修理・補修をおこなうこと。

航空灯火を常に正常な状態に保持するため、保守基準に従って保守すること。また、飛行場灯火施設業務実施要領に定められた最低保有数量を常時保有し、緊急時に即応できるようにしておき、その保有数に不足をきたした場合は直ちに補充すること。

ウ 異常状態が発生した場合、異常状態処理基準に従って、その復旧及び運用の継続に努める等、航空機の危害予防のための措置を講ずること。また、当該年（暦年）における事故状況については、事故統計を作成し、県に速やかに提出すること。

エ 航空灯火の監視及び操作を確実に実施するための職員を運用時間中常駐させること。また、業務に従事する職員に対し、常にその知識及び技能の向上を図るとともに、それに必要な研修計画を策定し研修を実施する他、異常状態において、執るべき措置の実施訓練を行うこと。

オ 業務書類として、点検記録簿、障害記録簿、部品取替簿を作成するとともに、点検記録簿及び障害記録簿の記録を分析し、施設に不具合がある場合は、対応すること。

カ 施設の保守状況について、飛行場灯火等施設月報、場外航空障害灯月報、受配電設備月報を作成し、翌月15日までに県へ提出すること。

キ 県が飛行場外に設置した航空障害灯の管理保守を行うこと。

（2）ILS維持管理業務

航空機の航行の安全を確保するため、航空保安無線施設業務実施要領等に基づき、ILSの運用及び維持管理業務を適正かつ確実に実施し、航空保安無線施設の機能を確保すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア ILSは、直接又は遠隔監視により機器の作動状態を監視するとともに、少なくとも1日1回、音、計器、監視装置等により機器又は回線の機能確認を行い、業務日誌に記録すること。

イ ILSの機能を確保するため、必要に応じて清掃、維持工事、除雪等を行うこと。

ウ ILSの施設ごとに現用数の3分の1の予備品数を満たすこと。

エ 業務日誌、点検記録簿、管理月報、保守計画表、障害記録簿及び障害分析報告書、飛行検査記録簿等の業務書類を作成し、県に報告すること。

オ ILSの運用を停止した場合及び運用に支障を生じるおそれのある障害が発生した場合には、直ちに、その旨及び障害復旧見込時間を、関係する管制機関等に通報すること。運用が再開された場合も、同様とする。

カ ILSは、別表7の定期項目のとおり定期点検（S点検、B点検、C点検、E点検）及び測定器の校正を行うこと。また、ILSの運用に支障を与えるおそれのある障害等が発生したときは、緊急点検を実施すること。

キ 点検の結果、機器のダイヤル位置や計測値等に異常があるときは、十分に原因調査を行った上で、異常箇所の調整及び修理を行うこと。また、調整及び修理の結果、機器の他の個所に影響がないことを確認すること。

- ク 修理を直ちに行えない場合、仮修理がILSの機能及び安全に支障を来さない時には、仮修理を行うこと。なお、仮修理のまま運用するときは、機器をよく監視する等必要な措置をとるとともに、できるだけ速やかに修理を行うこと。
- ケ 業務に従事する職員の知識・技能の維持・向上を図るため、訓練計画を策定し実施すること。
- コ 業務に従事する職員の勤務表を県に提出すること。

(3) 禁止行為揭示業務

航空法第53条に規定する禁止行為及び危険個所に関する標識を県の指定する場所に掲示し、必要に応じ修正すること。

(4) 運航制限年間予定表作成支援業務

県が行う立入制限区域内工事実施要領に定める運航制限年間予定表及び運航制限実施計画表の作成並びに保安措置等の調整に必要な支援を行うこと。

6 一般管理業務

(1) 制限行為等管理業務

- ア 知事が業務処理要綱第44条に基づき必要と認めた場合に飛行場への入場制限若しくは入場禁止、又は入場者の行為制限を行うこと。
- イ 条例第11条に定める禁止行為について、許可申請を受け付け、県に提出するとともに、県の許可又は不許可の処分結果を申請者に伝達すること。なお、許可申請書の受付時に内容を確認し、不備等ある場合は修正等を指示すること。

(2) 会議室等利用許可業務

- ア 要綱に基づき、運用時間中における会議室等の利用許可申請の受付及び申請に対する許可又は不許可の処分を行うとともに、必要な場合には処分の取り消し、効力停止、条件変更等の必要な措置を命じること。
ただし、一般駐車のための利用許可の申請及び許可は駐車券発行機により行い、それにより難しい場合は、手渡しでの駐車券の交付等適切な方法で行うこと。
- イ 指定管理者が飛行場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、利用についての指示を行うとともに、利用中の会議室、ビジネス航空専用施設又は業務用施設に立入、利用状況を調査すること。

(3) 利用案内・接遇業務

利用者の利便向上のため、利用案内、接遇業務を行うこと。主な業務内容は以下のとおりとし、利用者への便宜供与について指定管理者の判断により適切に行うこと。

- ア 利用者の利便向上のため、案内表示板を設置するとともに、運用時間内で利用者がいる間は総合案内所に人員を配置し、利用者への案内等の接客対応に当たること。
- イ 電話・メール対応、団体対応（学校行事、国・地方公共団体、視察等）、苦情対応等に当たること。
- ウ 要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を県へ報

告すること。

エ 利用者から申し出があった場合、駐車券の認証等を行うこと。

オ 観光情報コーナーの管理を行うこと。

カ ビジネス機ターミナルの利用案内を行うこと。

(4) 広報等業務

利用者への情報周知のため、広報等業務を行うこと。主な業務内容は以下のとおりとし、指定管理者の判断により適切に行うこと。

ア 定期便及び空港バス等の時刻表等を作成・提供すること。

イ 飛行場を紹介するウェブページの開設、メンテナンスを行い、円滑な空港運営に必要な情報を随時更新すること。

ウ 円滑な空港運営に必要な情報（小牧基地オープンベース等のイベント混雑時や繁忙期の駐車場広報対応含む）について、新聞・ラジオ等メディアへの広告、ポスター等の掲示等を行うこと。

エ 県又は県内市町村、他団体等が開催するイベント（例えば「空の日」、ミュージアムのイベントなど）に支援・協力を行うとともに人の手配を行うこと。

オ 総合的な学習の時間における社会見学、遠足等幼児・児童・生徒の利用、学校行事の促進のため必要な協力を行うこと。

カ 視察対応のため必要な協力を行うこと。

キ 周辺市町や就航先のPRを行うこと。

ク その他、地域に親しまれる飛行場、飛行場の利用促進につながるよう、指定管理者は県等と連携しながら、イベント等を企画し実施すること。

ケ 情報発信については、SNS等メディアを活用した取組を実施すること。

(5) 着陸料等徴収業務

要綱に基づき、着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料（以下「着陸料等」という。）の徴収に関する事務を行うこと。主な業務内容は以下のとおり。

ア 着陸料等の額を利用者の見やすい場所に掲示すること。

イ 着陸料等は、以下に定める時まで、口頭、掲示その他の方法により納入を通知のうえ、現金及びクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により徴収するとともに、納付者に対し領収書を交付すること（県が別に定める場合を除く。ただし、一般駐車のための駐車場使用料の徴収及び領収書の交付については駐車場に設置する自動料金精算機により行うものとし、それにより難しい場合は、対面徴収等適切な方法で行うこと。なお、キャッシュレス決済の導入方法及び時期については別途協議を行う）。

(ア) 着陸料：着陸直後

(イ) 時間外離陸料：離陸時

(ウ) 停留料：停留終了時

(エ) その他滑走路等使用料：条例第4条第1項に規定する知事が定める行為の終了

直後

(オ) 会議室使用料：利用許可時※

※条例第13条第1項に規定する知事が定める額に相当する額を納入する場合は除く。

(カ) ビジネス航空専用施設使用料：利用許可時※

※条例第13条第1項に規定する知事が定める額に相当する額を納入する場合は除く。

(キ) 業務用施設使用料：利用許可時※

※条例第13条第1項及び条例附則第5項に規定する知事が定める額に相当する額を納入する場合は除く。

(ク) 会議室使用料（上記（オ）の場合を除く）、ビジネス航空専用施設使用料（上記（カ）の場合を除く）及び業務用施設使用料（上記（キ）の場合を除く）：利用の翌月において知事が指定する日

(ケ) 駐車場使用料：利用許可時（一般駐車のための駐車場の利用にあつては利用終了時）

ウ 一括徴収の申出があつた場合には、着陸料等特別納付承認申請書の提出を指示し、内容を確認のうえ、受理したものを県に提出するとともに、県の処分結果を申請者に通知すること。

エ 収納した着陸料等は、前月算定期間の翌日から当月末日（銀行法第15条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の経過後において休日を除き最も近い日）の3日前（銀行法第15条第1項に規定する休日は含まない）までの分をまとめて、当月末日までに、県が別に定めるところによる現金払込書により愛知県指定金融機関又は愛知県収納代理機関に払い込むこと。

オ 県が別に定めるところによる着陸料等の徴収簿及び現金出納簿を整備し、徴収すべき着陸料等の状況について明確にするとともに、着陸料等の収納及び払込みの状況を明確にすること。

カ 前月の着陸料等の徴収内容を県が別に定めるところによる着陸料等徴収報告書により、速やかに県へ報告すること。

キ 県が別に定める場合の着陸料等については、毎月、利用者ごとに着陸料等の額を算定し、県が別に定めるところによる着陸料等算定結果報告書及びその証拠書類を速やかに県へ提出すること。

ク 条例第13条第3項の規定に基づき納付された着陸料等を還付すること。

ケ 万一、着陸料等を上記に定める時期に徴収できなかった場合には、引き続き徴収に努めるとともに県に速やかに報告すること。

コ 要綱に基づき、着陸料等の減免に関する申請を受け付け、県に提出するとともに、県の処分結果を申請者に伝達すること。なお、申請者の受付時に内容を確認し、不備等ある場合は、修正等の措置を促すこと。

7 その他業務

(1) 航空機騒音測定業務

航空機騒音常時監視設備保守点検要領に定めるところにより、県が設置した航空機騒音常時監視設備の点検・保守を実施し、正常な運用状態を維持すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 航空機騒音常時監視設備を用いて、航空機の騒音を常時観測し、製作会社の保守要領書により、点検及び必要な部品交換等の保守を行うこと。また、中央局のクラウドシステムの継続使用可能な措置を行うこと。

イ 騒音監視設備から発せられる異常信号（測定値の異常を含む）を発見感知した場合は県に報告すること。

(2) 建築施設維持管理業務

愛知県名古屋飛行場指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）第1.5の建築物等について、性能及び機能の維持に必要な点検業務、保守業務及び清掃業務を行い、利用者等が安全かつ快適に利用できるよう努めること。

業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守するとともに、専門的な知識、技能、資格を有する者が当たるものとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（一般財団法人建築保全センター発行）」に従い、「県有施設適正管理基準」、「県有施設適正管理標準解説」（県建設局公共建築課）を参考にして実施すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 建築物等の維持・管理業務

(ア) 施設管理について、年間及び指定期間中の管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成すること。また、県への連絡、報告を密にして計画的な管理を行うとともに、県と協力し事故防止に努めること。

(イ) 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努め、施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組むこと。

(ウ) 施設の管理に当たっては、空港脱炭素化推進の趣旨を鑑み、電気の効率的利用等に努めること。また、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）等、環境への配慮を行うこと。

また、愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちエコスタンダード)に基づき、エネルギーの使用実績について県に報告を行うこと。

(エ) 建築物等の性能又は機能の維持に必要な点検について、別表8を参考に行うとともに、結果を県に報告すること。

(オ) 点検の結果及び巡回等により、建築物等に修繕等が必要な場合には保守を行うこと。

(カ) 異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行い、必要な指示を受けるものとする。

(キ) ターミナルビル監視用等のITVによる監視を行うとともに、ITV設備の点検・保守を実施し正常な運用をするものとする。点検・保守結果を県に報告すること。

イ 施設内清掃業務

利用者が快適に利用することができるよう、別表9を参考に、指定管理者の判断により適切に清掃を行うとともに利用者の支障とならないように十分配慮すること。

- (ア) 建築物等の館内巡視、ごみ拾いを行うとともに、床面及び壁面について日常及び定期の清掃を行うこと。
- (イ) 建築物等の館内トイレの便器、洗面台等の洗浄、汚物類の収集と処理、床面掃き拭き、壁面及び鏡の雑巾がけ、トイレットペーパー及び液体洗剤、消毒液等の補充等を行うこと。
- (ウ) 館内ごみ箱内のごみ及び喫煙室等の吸い殻収集、運搬及びごみ箱・灰皿等の清掃、各施設内で収集されたごみの搬送等を行うこと。
- (エ) ゴミは、紙類、プラスチック類、空缶（スチール、アルミ、空瓶等）に分別し、集積場へ運搬すること。飛行場内の一般廃棄物及び不燃廃棄物を集積所から館外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係諸規程に準じて適正に処理すること。不燃廃棄物は、適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入し処理すること。資源廃棄物の処理に当たっては、リサイクルに努め、資源の再生化を行うこと。

(3) 自家用電気工作物保安業務

ア ターミナルビル、管理庁舎等の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすこと。

イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のために行う指示に従うように確約させること。

ウ 電気主任技術者として選任された者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うように確約させること。

(4) 航空機汚水処理施設維持管理業務

愛知県名古屋飛行場一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）管理要領及び同管理技術細目に基づき、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）を管理し、航空機から排出されるし尿の処理を適切に処理するとともに、結果を県に報告すること。主な業務内容は以下のとおり。

ア 日常点検として、以下の内容を毎日実施すること。

- (ア) 処理施設からの臭気の発生、マンホール蓋の密閉、薬液の漏れ等の確認を行うこと。
- (イ) 処理施設からの騒音及び振動の異常、動力制御計器類の異常、警報表示灯の異常等の確認を行うこと。
- (ウ) メタノール、凝集剤等の使用薬液等の残量確認を行うこと。
- (エ) 処理施設周辺の清掃を行うこと。

イ 保守点検として、以下の内容を毎月実施すること。

- (ア) 処理施設を構成する各機器等の点検、維持修繕を行うこと。
- (イ) 点検結果に基づく運転調整を行うこと。
- (ウ) 処理の過程で発生する汚泥量の確認及び引抜・清掃の時期の予測等を行うこと。

と。

ウ 放流水質検査として以下の項目の検査を毎月実施し、必要に応じて、放流水質管理状況等を関係官庁に報告すること。

(ア) 生物化学的酸素要求量

(イ) 化学的酸素要求量

(ウ) 浮遊物質濃度

(エ) 全窒素

(オ) 全燐

(カ) 大腸菌群数

(キ) 水素イオン濃度

エ し尿処理に伴い生じる汚泥等については、処理施設の機能を適切に維持するため、蓄積量等を勘案し、適宜、清掃・搬出すること。

オ 以下の緊急時には、処理施設の運転を中止するとともに、必要な措置を講ずること。

(ア) 強雨のため、処理施設の排水路が溢水、もしくはその恐れがあり、関係官庁の指示がでた場合

(イ) 処理施設から伝染病原菌が発見された場合、もしくはその恐れがあり、関係官庁の指示がでた場合

(ウ) 水質汚濁等により、生活環境に重大な被害を及ぼす恐れがあり、関係官庁の指示がでた場合

(エ) 一次側電気、給水設備の供給が停止される場合

(5) 飛行場内水質調査業務

飛行場内における水質の状況を把握するため、試料を採取・分析し、結果を県に報告すること。

ア エプロン排水

防除雪氷剤の有色化に伴い、対策導入による効果を確認するため、エプロン排水の採取・分析を行う。なお、分析項目等の詳細は県と協議の上決定する。

採水地点：空港敷地境界付近のマンホール（1か所）

採水方法：ロープ付きバケツ等を用いて採水する。

分析項目：BOD、色度等

測定頻度：8回／年

※ 防除雪氷剤使用前の秋(10～11月)及び使用後の冬(12～1月)の各1日 [4回／日]

※ 冬季調査は防除雪氷剤散布後の最初の降雨日に実施

イ 観測井戸（地下水）

飛行場内の地下水が汚染されていないことを確認するため、観測井戸から地下水を採取し、分析を行う。

採水地点：観測井戸（3か所）

採水方法：水中ポンプ、または、ベイラーサンプラーを用いて採水する。

分析項目及び分析方法：

分析項目	分析方法
ふっ素及びその化合物	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第17号）

測定頻度：1回／年

（6）駐車場維持管理業務

飛行場内の全ての駐車場（県又は指定管理者が臨時に確保した駐車場を含む。）について、一般駐車場管理規程及び定期駐車場管理規程等に基づく管理の他、適切な維持管理により、利用者が安全かつ利用しやすい駐車場運営を指定管理者の判断により適切に行うこと。主な業務内容は以下のとおり。

- ア 一般駐車に供する駐車場の営業時間（自動車を一般駐車に供する駐車場に入出場させることができる時間）は、原則午前6時から午後10時までとする（定期便の遅延等のため必要があると認めるときは、変更するものとする。）。
- イ 定期駐車に供する駐車場は、24時間入出場可能とすること。
- ウ 立体駐車場施設設備の維持管理については、舗装面の管理は土木施設管理業務、立体駐車場施設の管理は建築施設維持管理業務・電気施設管理業務に準じ実施すること。なお、自動料金精算システム機器（駐車券発券機、料金精算機、認証機、入庫及び出庫ゲート機）等の維持管理は以下のとおり行うこと。
 - （ア）毎月1回程度の定期点検の他、4ヶ月に1回程度精密点検を実施すること。
 - （イ）故障が発生した場合は、速やかに故障箇所の修復に当たること。
 - （ウ）駐車券・ロールペーパー等の消耗品の在庫管理及び補充を行うこと。
 - （エ）必要の都度料金精算機からの料金回収及び釣り銭・札の補充を行うこと。
- エ 混雑期（年末年始・お盆・ゴールデンウィーク・イベント開催時）等、立体駐車場が満車となる恐れがある場合においては、臨時駐車場設置計画を予め県に提出し、承認を得た上で、一般駐車のための臨時駐車場の確保及び誘導業務、等を適切に行うとともに、臨時駐車場が満車となった場合は、入場制限を実施すること。県が借地し、空港外に臨時の駐車場を確保した場合には、必要な資材、要員を確保するとともに、運用方法について県及び土地所有者との調整を行い、適切に運用すること。
- オ 駐車場内の巡回警備を1日2回以上行い、不審車両及び放置車両等の確認や施設の点検等を行うこと。不審車両及び放置車両については県に報告するとともに適切に対応すること。
- カ 構内道路等駐車場所以外に駐車させないよう必要な措置を講ずること。
- キ 駐車料金及び注意事項等については看板・ホームページ等で適切に案内すること。
- ク 条例等に基づく旅客の駐車場利用料金の減免措置を適用する場合には、保安区域内への認証機の設置及び総合案内所での認証手続きを行うこと。
- ケ 駐車場の利用状況について分析・把握し、県に報告すること。一般駐車場については、1台ごとの駐車場利用時間及び毎時間・日の駐車台数及び徴収料金額に

ついて報告すること。

- コ 駐車場監視用等のITVによる監視を行うとともに、ITV設備の点検・保守を実施し正常な運用をすること。また、点検・保守結果を県に報告すること。

(6) 陸上無線施設維持管理業務

名古屋飛行場無線局管理要領に定めるところにより無線局の運用及び無線局の機器の維持管理（電波法上の検査及び無線局備付書類等の維持管理を除く。）を行い、円滑な通信を確保すること。主な業務内容は以下のとおり。

- ア 機器の維持管理については、無線局の機能を常に最良の状態に保つため、日常手入れを行うとともに、異常が認められた場合は、速やかに回復のための措置を講ずること。
- イ 無線業務日誌の整備等、電波法に基づく事務処理を適切に行うとともに、無線局相互の連絡を密にして通信回線の保全に努めること。

(7) 自動車運転日誌作成業務

自動車運転日誌記入要領に定めるところにより、貸与車両の運転日誌を作成すること。

(8) 愛知県名古屋飛行場保安委員会等運営支援業務

県が設置する愛知県名古屋飛行場保安委員会、愛知県名古屋飛行場緊急計画連絡協議会、愛知県名古屋飛行場安全管理委員会、愛知県名古屋飛行場委員会（幹事会を含む。）及び愛知県名古屋飛行場鳥衝突防止連絡協議会の運営について、委員会等開催時の会場設営、会議運営、会議資料・議事録作成等の支援を行うこと。

(9) 消火救難総合訓練等支援業務

飛行場を管理する上で必要となる消火救難総合訓練、航空機不法奪取事件対応訓練、不法侵入事案対応訓練等に係る支援を次のとおり行うものとする。

- ア 訓練の準備として、訓練に関する打合せ等を行い、会場設営、会場運営、記録作成等の支援を行うこと。
- イ 訓練の際には、訓練実施細目等において定められた役割を遂行すること。
- ウ 訓練実施後の事務として、訓練の検証に関する会議等開催時の会場設営、会場運営、会議資料・記録作成等の支援を行うこと。

(10) 騒音苦情等対応業務

飛行場を管理する上で受ける騒音苦情等について、以下の業務内容のとおり行うこと。

- ア 電話、電子メール、手紙又はファックスによる苦情があった場合において、騒音苦情等事務処理要領（以下「騒音処理要領」という。）に定めるところによる措置を講ずるとともに、騒音苦情等処理票（以下「処理票」という。）への記録及び県への報告を行うこと。
- イ 苦情者が来訪した場合においては、来訪者の対応を行い、その結果を処理票に記録し、県への報告を行うこと。

- ウ 前2号の業務において苦情者から得た情報に基づき、苦情の原因となった航空機を調査し、その結果を県に報告すること。
- エ 運用時間の延長及び運用時間外の利用があった場合において、騒音処理要領に基づき地元自治体への報告書を作成し、県に提出すること。

(11) 緊急・救急対応に関する業務

- ア 災害その他の事故等及び飛行場内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合は、利用者の安全確保を第一に、直ちに、最も適切な措置を講ずるとともに、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行うこと。
- イ 災害等への対応は、県が定める「県営名古屋空港BCP（2024年3月以降は県営名古屋空港事業継続計画（A2-BCP）」を始めとする各種規程に基づき対応すること。
- ウ 災害その他の事故等に迅速に対応できるよう、県営名古屋空港BCP（2024年3月以降は県営名古屋空港事業継続計画（A2-BCP）」等に定めた簡易な医薬品、非常食、飲料水、資機材等を常備するとともに、指定管理者においても、被災時等における避難誘導や施設復旧に関するマニュアルを整備し、職員に周知する等、非常時の対応について十分な対策を講ずること。なお、常備することと定めたものに関する具体的な品目・数量、費用負担方法・負担額については、別途協議とする。
- エ 自動体外式除細動器（AED）については、指定管理業務に従事する者に対して取扱い研修を受けさせること。
- オ 大規模地震対策特別措置法第9条による警戒宣言が発令された場合において、次に掲げる業務を行うこと。
 - (ア) 別表10に定める施設を点検し、火災予防のための応急措置を講ずること。
 - (イ) 避難器具及び避難経路を点検すること。
 - (ウ) 別表10に定める施設に係る工事について、所要の安全措置を講じさせた上で中止させること。
- カ 災害時に基幹的広域防災拠点（2027年供用開始予定）の活動が円滑に進むよう、協力すること。

(12) 旧国際線ターミナルビル（エアポートウォーク名古屋）前ループ道路管理業務

- 緊急車両や特殊車両等（以下「緊急車両等」という。）が、飛行場への進入及び退出を行う旧国際線ターミナルビル（エアポートウォーク名古屋）前ループ道路（以下「ループ道路」という。）について、円滑な維持管理を次のとおり行うこと。
- ア ループ道路を緊急車両等の通行に支障のないよう常時良好な状態に保つこと。
 - イ 緊急車両等が飛行場への進入及び退出を行う場合は、ループ道路における一般車両を制限するとともに、ループ道路における歩行者や車両等の誘導を行う等、緊急車両等の進入及び退出に支障がないようにすること。

(13) その他利用者へのサービスに関する業務

その他利用者へのサービスについて、以下の業務を参考に、利用者が安全かつ快

適に利用できるよう配慮し、指定管理者の判断により適切に行うこと。

ア 車椅子等利用者へのサービスに関する備品等の貸出及び管理を行うこと。

イ 迷子や拾得物等に対して適切な対応を行うこと。

ウ 公衆電話の管理を行うこと。

エ 休養室及び待合所、授乳室、喫煙所、展望デッキにおける利用者へのサービスの提供及び管理を行うこと。

オ バス及びタクシー停留所に関する事業者等との調整等を行うこと。

カ wi-fiが利用可能な環境を維持管理すること。

8 管理運営において配慮すべき事項

飛行場内の航空運送事業者及び格納庫事業者、ターミナルビル内の行政財産使用許可を受けた者等と協調を図り、飛行場の管理運営に努めること。

9 資格

法令に定めるところに従って必要な資格者を配置して業務を行うこと。また、再委託を行う場合には、当該業務について必要な資格者を再委託先が配置すること。指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから飛行場の管理及び運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、飛行場に配置しなければならない。

(1) 資格者が行わなければならない業務の例は、以下のとおりである。

ア 照明変電所の発電機の燃料の取扱い作業に関する保安の監督 乙種第4類危険物取扱者（消防法第13条）

イ ターミナルビル、管理庁舎及び照明変電所の消防計画の作成、当該消防計画に基づく、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の取扱又は使用に関する監督、避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務 甲種防火管理者（消防法第8条、消防法施行令第3条）

ウ ターミナルビル、管理庁舎等の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督 第三種電気主任技術者（電気事業法第43条）

エ 建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるための監督 建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条）

オ 航空保安無線施設（ILS）の運用及び保守 第2級陸上無線技術士（電波法第39条）であってILSの保守経験が1年以上の者

カ スーパー車の運転 大型自動車第一種免許

(2) 資格者の配置が望ましい業務の例は以下のとおりである。

ア 土木施設の維持管理 1級土木施工管理技士の資格

イ 陸上無線施設維持管理 第3級陸上特殊無線技士

ウ 鳥獣防除 狩猟免許

エ 警務業務 施設警備業務検定

オ 救急対応 普通救命講習修了

10 再委託

- (1) 指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ県に仕様書等の委託内容を提示の上、承諾を得なければならない。
- (3) 県は、指定管理者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求できる。

第7 管理運営に要する費用

飛行場の管理運営に必要な費用については、県が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）で賄うこと。

県は、飛行場の管理運営に必要な経費として、予算の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払う。この場合の支払時期や方法については協議の上決定し、年度別協定で定める。

なお、前項に規定する指定管理料のうち、キャッシュレス決済以外の業務に係る経費については、額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めない。キャッシュレス決済業務に係る経費（支払手数料等）については、当該経費の支出の実績に応じて支払う。

但し、年度別協定締結後に水光熱価格や管理面積等数量の変動、空港脱炭素化に伴う電気等エネルギー使用量の減少、もしくは指定管理者の責によらない経費の変動について、別途協議する。

第8 経理

1 予算執行

飛行場は公の施設であることに鑑み、指定管理者は適正な経理を行わなければならない。

2 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

3 立ち入り検査

県は必要に応じて、施設、物品各種帳簿等の現地調査を行うことができる。

4 経理事務

指定管理業務に係る経費については、会社経理とは別に経理事務を行うこと。

第9 事業計画書及び事業報告書の提出

- 1 指定管理者は、事業計画書を作成し、毎年度開始2か月前までに県に提出しなければならない。
- 2 地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は、1事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務について、県から支払われる飛行場の運営に係る経費の精算書とともに、当該年度事業内容を報告する書類（以下「事業報告書」という。）を速やかに提出しなければならない。
- 3 事業報告書に記載する報告内容は、管理運営の実施状況、飛行場の利用状況、受

託及び自主事業の実施状況、収支状況（自主事業、キャッシュレス決済による収入の実績を含む）等の事項とするが、具体的内容については協定で定める。

- 4 県は、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して、定期又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。
- 5 提出された精算書及び事業報告書の内容に基づき、指定管理者の業務内容改善の必要があると認められるときは、県は実地に調査し、必要な指示を行う。
- 6 県は提出された事業報告書の内容を確認し、その内容が事業計画の趣旨、内容から逸脱・違反したものであった場合もしくは別に定める基本協定書、当該年度協定書に逸脱・違反するものであった場合又は県の指示に従わない若しくは指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合は、指定を取り消し、又は業務の一部若しくは全部を停止させることがある。

第10 物品

- 1 県は、指定管理者に、飛行場の管理・運営に必要となる物品（県が定める物品品目別一覧表参照）について貸与する。
- 2 指定管理者が管理運営経費で購入した物品は、県に帰属する。また、指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が自己資金により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収するものとする。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。
- 3 県有物品については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）に基づき管理を行い、廃棄等の異動については、県と協議のうえ行うこと。
- 4 県有物品については、物品管理台帳を備えて管理すること。
- 5 県有物品の修理（県が貸与する公用車の維持・車検に係る費用を含む。）については、指定管理者が負担するものとし、県有物品の更新にかかる経費については、県及び指定管理者で協議し、負担する者を決める。

第11 施設の維持補修・改良、更新

指定管理者が管理運営を行う施設の維持補修・改良、更新に要する経費の負担は次のとおりとする。なお、滑走路等飛行場施設の補修・改良・更新の必要性の判断及び工事施工の実施は、本仕様書の業務内容で規定する各種点検結果の報告をもとに県が行う。

1 維持補修・改良

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）基本通達（昭和44年5月1日付直審（法）25）第7章第8節「資本的支出と修繕費」を基準とし、修繕費に区分される通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費は、原則、指定管理者の負担とする。
- (2) (1) に規定する通達により資本的支出に区分される資産価値を高め又は耐久性を増すために要する経費は、原則、県の負担とする。

2 更新

- (1) 指定管理者の運営上の事由による場合は、原則、指定管理者の負担とする。
- (2) 適切な維持管理のもとに経年劣化した施設を更新する場合は、原則、県の負担とする。

第12 損害賠償等

指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、県が特別の事情があると認めるときは、県はその全部または一部を免除することができるものとする。

第13 保険への加入

指定管理者は、飛行場利用者の事故等に対応するため以下の保険に加入すること。

- 1 賠償保険 飛行場利用者等の事故への対応のため
- 2 傷害保険 飛行場利用者、訓練等におけるボランティアの事故等に対応するため

第14 指定期間の前に行う業務

- 1 協定項目について県との協議
- 2 配置する職員等の確保、職員研修
- 3 業務等に関する各種規程の作成、協議
- 4 現行の管理団体からの業務引継ぎ

第15 留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

1 公平な運営

公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利不利になるような運営はこれを慎むこと。また、障がい者や高齢者が利用しやすい施設管理運営に努めること。

2 県との連携

(1) 記録等の作成及び保存

ア 施設管理並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から飛行場の管理運営業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

イ 駐車場運営、施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について県から請求のあった際は、速やかに提示、提出できるようにすること（指定期間終了時には、遅滞なく県へ引き継ぐこと。）。

(2) 県からの要請への協力

ア 県から、飛行場の管理運営並びに飛行場の現状等に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

イ その他県が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、学校見学、監査・検査等）への支援・協力を行うこと。

3 各種規程の作成

指定管理者が飛行場の管理運営を行う上で各種規程、マニュアル等を作成する場合は、内容について県と協議を行うこと。

4 税負担、光熱水費等の支払いについて

税、使用料、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金等の飛行場の管理運営に必要な経費は、指定管理者が支払うこと（飛行場内の他事業者が個別に支払うものを除く。）。

5 引継ぎの実施について

指定管理期間の開始前に現行の指定管理者からの業務引継ぎを受けること及び指定期間満了に伴い新たな指定管理者への業務引継ぎを責任を持って実施すること。

第16 報告

各業務については、業務報告を毎月7日（別に定めがある場合はその日）までに前月分を一括して報告すること。

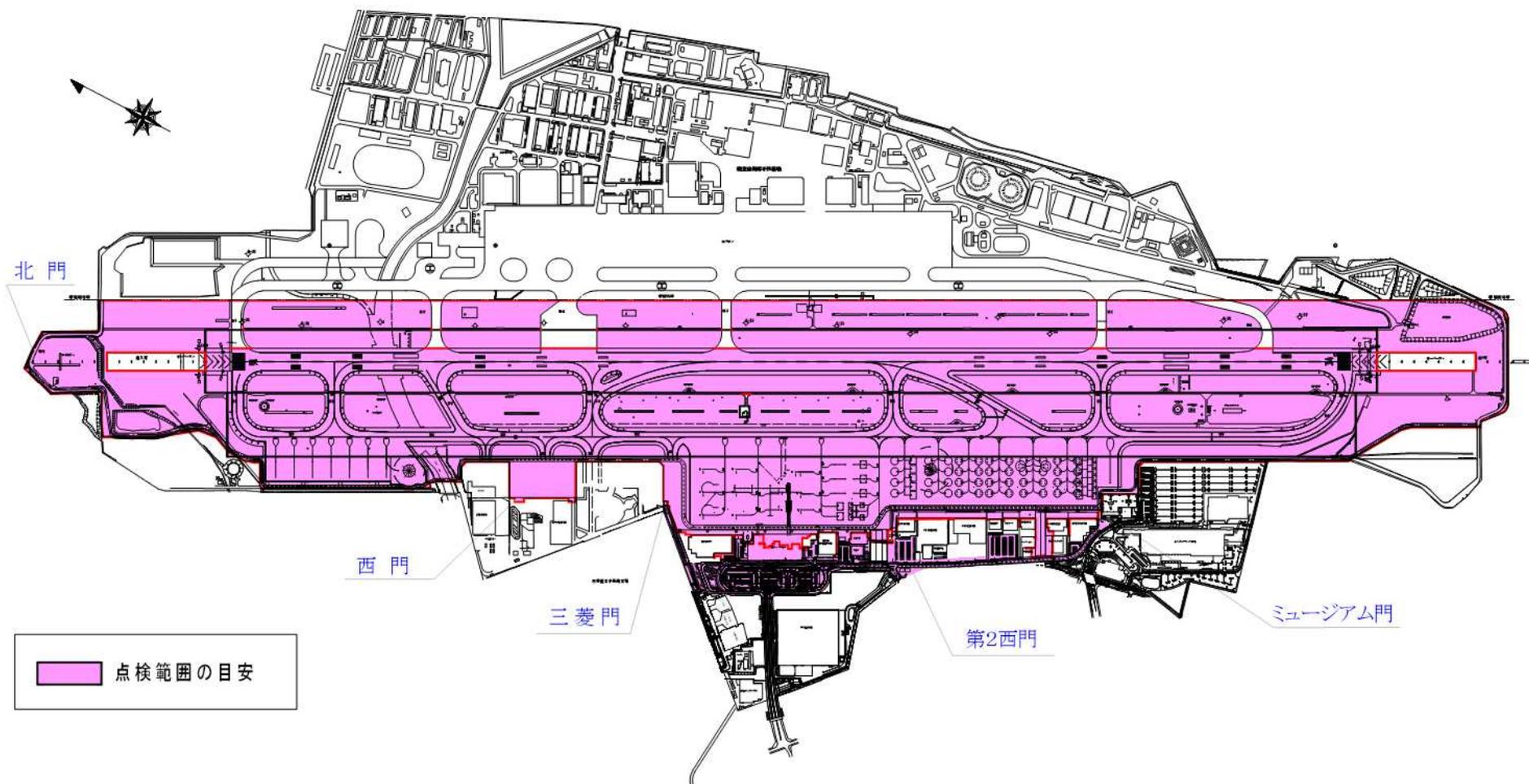
第17 その他

その他、この仕様書に記載のない事項及び業務の内容・処理について疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

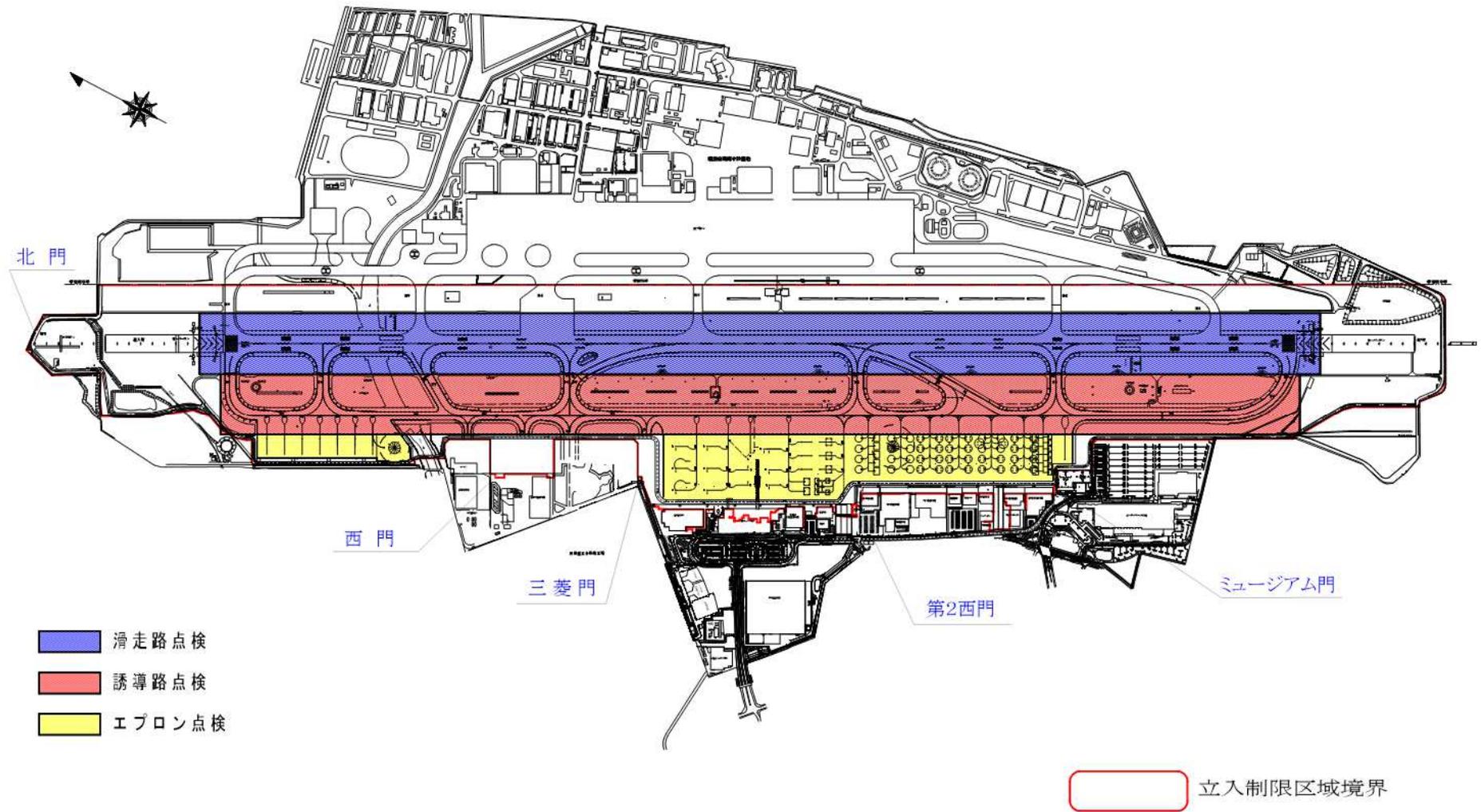
別表 1 気象観測施設の定例保守点検事項

保守点検項目		周期	場所	方法
1 機能試験				
1-1	保守管理情報の点検	1 日	空港事務所内	保守管理部の端末操作
1-2	温湿度計用通風筒の目視点検	1 箇月	露場	目視
1-3	時刻補正	1 箇月	空港事務所内	保守管理部の端末操作
1-4	風向風速計測部 I のファンの動作点検	3 箇月	露場	動作確認
1-5	風向風速計測部 I の電源系の動作点検	3 箇月	露場	動作確認
1-6	風向風速計測部 I の航空障害灯の動作点検	3 箇月	露場	断線なしの確認
1-7	風向風速計測部の点検	3 箇月	露場	異常の有無の確認
1-8	風向風速計測部の伝送系レベルの点検	3 箇月	露場	レベル計で測定
1-9	滑走路視距離計測部の Z E R O 点検	3 箇月	露場	零調整用キャップで確認
1-10	滑走路視距離計測部の C A L 点検	3 箇月	露場	確認
1-11	滑走路視距離計測部の伝送系レベルの点検	3 箇月	露場	レベル計で測定
1-12	滑走路視距離計測部の航空障害灯の動作点検	3 箇月	露場	断線なしの確認
1-13	雲底高度計測部の伝送レベル点検	3 箇月	露場	レベル計で測定
1-14	気温湿度計測部の基準湿度計との比較	3 箇月	露場	アスマンとの比較
1-15	基準気圧計との比較	3 箇月	小牧基地	自衛隊で実施
1-16	気温湿度計測部の信号変換器による点検	3 箇月	露場	動作確認
1-17	気温湿度計測部の伝送レベルの点検	3 箇月	露場	レベル計で測定
1-18	背景輝度計測部の C A L 点検	3 箇月	露場	確認
1-19	滑走路視距離計測部のステータス情報	6 箇月	露場	確認
1-20	雲底高度計測部の作動点検	6 箇月	露場	点検試験器による確認
2 清掃、点検及び注油				
2-1	雨量計測部 網等の清掃点検	1 箇月	露場	目視
2-2	雲底高度計測部 光学ガラスの清掃	1 箇月	露場	清掃用具で清掃
2-3	滑走路視距離計測部 レンズ及び窓ガラスの清掃	不定期	露場	清掃用具で清掃
2-4	風向風速計測部 I の防氷装置点検	特定季節	露場	屋外変換器の作動点検
2-5	雨量計測部の不凍液の確認	特定季節	露場	不凍液充填量、熱電効果
2-6	各機器共通の避雷器目視点検	不定期	露場	目視点検
3 交換作業				
3-1	湿度計用フィルタの交換作業	必要時	露場	フィルタの交換

別図1 巡回警備参考図（※指定期間中に業務範囲等が変動する可能性あり）



別図2 飛行場面点検範囲



別表2 飛行場面点検項目等

1 点検項目

施設名	点検項目
滑走路	舗装の状況、標識の状況、灯火の状況
着陸帯・芝生区域	表面の状況、植生の状況、灯火の状況
誘導路	舗装の状況、標識の状況、灯火の状況
エプロン	舗装の状況、標識の状況、灯火の状況

2 点検時の留意事項

区域区分	内 容
舗装区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の航行に支障となるおそれのある舗装面の破片及びその他の落下物等 ・ 舗装面の状態（ひび割れ、剥離、凹凸等） ・ 舗装面上の雪氷、舗装面付近のスノーバンク及び吹きだまり ・ 舗装面の冠水 ・ 灯火の状態 ・ 各標識の明瞭性 ・ マンホール、グレーチング等各種ピットカバーの装着状況
芝生区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灯火及び標識の視認性に支障となるおそれのある草の有無 ・ 草刈作業が実施された場合は、エンジンに吸入のおそれがある置き草の状態
障害物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行場内及びその周辺の障害物の有無

別表3 巡回点検の点検項目と標準点検頻度

施設区分	点検項目	変状の種類(点検項目の詳細)	標準点検回数
滑走路	舗装の状況	ひび割れ、変形、段差、崩壊、摩耗、表面の異常、目地部の破損	6~12回/年
	標識の状況	路面標示の異常	
誘導路	舗装の状況	ひび割れ、変形、段差、崩壊、摩耗、表面の異常、目地部の破損	6~12回/年
	標識の状況	路面標示の異常	
エプロン	舗装の状況	ひび割れ、変形、段差、崩壊、摩耗、表面の異常、目地部の破損	6~12回/年
	標識の状況	路面標示の異常	
過走帯 GSE 通行帯等	舗装の状況	ひび割れ、変形、段差、崩壊、摩耗、表面の異常、目地部の破損	1回/年
	標識の状況	路面標示の異常	
着陸帯 誘導路帯 滑走路端安全区域	表面の状況	浸食、陥没	1回/年
	植生の状況	生育不良	
保安道路 場周道路	舗装の状況	ポットホール	1回/年
	標識の状況	停止線の不鮮明	
構内道路 駐車場	舗装の状況	線状ひび割れ、亀甲状ひび割れ、 わだち掘れ、段差、ポットホール	1回/年
	標識の状況	路面標示の不鮮明	
歩道等ルーフ 道路標識(門型式・片持式・ 添加式)	構造物の状況	破損、変形、標示板の不鮮明	2回/年
	取付の状況	揺れ	1回/年
重要な構造物	構造物の状況	【揚周道路橋】 地覆・高欄(コンクリート)：剥離、鉄筋露出、うき 地覆・高欄(鋼製)：破損、変形 桁下・化粧パネル(遠望目視含む)：破損、変形	1回/年
		【大山川暗渠、大山川樋門、新境川暗渠、幹線排水路、共同溝】 目地の開き、剥離、鉄筋露出、漏水	2回/年
道路標識(路側式)	構造物の状況	破損、変形、標示板の不鮮明	1回/年
空港用地 (法面、擁壁、護岸)	法面の状況	亀裂、浸食、湧水、生育不良、ずり落ち、鉄網の破損	1回/年
	擁壁の状況	剥離、鉄筋露出、漏水	
	護岸の状況	天端被覆工(ひび割れ、沈下・陥没)(陸上巡回)	
排水施設	施設の状況	【開渠、集水桝、マンホール】 破損、変形 グレーチング蓋：ボルト・ナットの脱落、ガタツキ 【管渠(口径2m以上)、函渠(口高2m以上)】 剥離、鉄筋露出、変形、漏水、堆積物 【調整池、沈砂池】 植生法面：亀裂、浸食、生育不良 ブロック張：ゆるみ、はらみ出し じゃかご：ずり落ち、鉄網の破損 吞吐口：破損、変形 【水門】 破損、変形、腐食	1回/年
場周柵 防護柵	施設の状況	主要部材(支柱・胴縁・メッシュ・金網・パネル・レール等)：変形、破損、腐食 有刺鉄線：破断、腐食 場周柵下部：隙間、浸食	1回/年

※詳細な点検回数は「名古屋飛行場維持管理・更新計画書」で算定した回数とする。なお、「滑走路、誘導路、エプロン」については、路面の状況に応じて、点検回数が上記記載の範囲で年度ごとに変動するため、別途定める。

舗装の状況及び標識の状況に関する異常の形態

点検項目	異常の種類	異常の形態		
		滑走路・誘導路・エプロン		道路・駐車場
		アスファルト舗装	コンクリート舗装	
舗装の状況	ひび割れ	ヘアクラック 線状ひび割れ 亀甲状ひび割れ 施工目地の開き リフレクションクラック	縦横断方向ひび割れ 隅角部ひび割れ	線状ひび割れ 亀甲状ひび割れ 施工目地の開き
	変形	わだちぼれ 縦断方向の凹凸 コルゲーション くぼみ	縦断方向の凹凸	わだちぼれ くぼみ
	段差	構造物付近の段差	構造物付近の段差 コンクリート版間の段差	構造物付近の段差
	磨耗	ラベリング ポリッシング はがれ	ポリッシング はがれ (スケーリング)	
	崩壊	ポットホール 剥離		ポットホール
	グルーピングの異常	角欠け 目潰れ 蛇行		
	目地破損		目地材破損 目地縁部欠損	
	座屈		ブローアップ クラッシング	
表面の異常	ブリージング タイヤ痕 きず ブリスタリング ブラスト焼け	穴あき スラブの持ち上がり きず	噴泥	
標識の状況	標識の異常	マーキングの不鮮明 はく離	マーキングの不鮮明 はく離	区画線の不鮮明 はく離

巡回点検等により以上箇所を発見した場合に行う詳細点検における舗装の破損調査については以下のとおり実施すること。

点検項目	点検内容
舗装の破損調査	舗装路面の調査、舗装構造（材質、強度等）の調査及び継続的な目視調査とし、異常の程度により各調査を組み合わせで行うこと。
舗装路面の調査	破損の状況に応じて必要な事項を計測等するとともに、破損の程度が判別できる状況写真を撮影すること。
舗装構造の調査	破損の状況、想定される補修工法・規模等を総合的に検討し、非破壊調査（FWDを標準とする）と解体調査を適切に選択もしくは組み合わせで行うこと。

別表4 飛行場土木施設の維持・修繕等に係る項目及び標準頻度

ア 舗装面清掃工

対象施設	項目	標準頻度
滑走路	路面清掃車による機械施工	年6回程度
誘導路	路面清掃車による機械施工	年6回程度
エプロン	路面清掃車による機械施工	月1回程度
道路	路面清掃車による機械施工	月2回程度
ターミナル前歩道、駐車場	人力施工	週1回程度

イ 排水施設清掃工

対象施設	標準頻度
排水施設（管渠、開渠、柵（ポンプ含む）、調整池等）	年1回程度

ウ 草刈工

対象施設	標準頻度
着陸帯、調整池のり面、制限フェンス付近、調整池底部等	年3回程度

エ 植木手入れ工

対象施設	標準頻度
道路及び建築物周りの植樹等	随時、剪定、施肥、灌水及び防除の処理を行う

オ 貯水槽の維持・確認

対象施設	標準頻度
貯水槽（40m ³ ×13基）	月1回程度及び貯水槽利用後

カ 標識工

対象施設	標準頻度
滑走路（中心線、設置帯等、過走帯、指示）、 誘導路（中心線、停止線、中間待機位置標識）、 エプロン（ガイドライン（ビーズ入））	随時（滑走路（中心線、設置帯等、指示）は白色、一部エプロンは黒囲い、それ以外は黄色）

キ 水質測定・調査

対象施設	標準頻度
エプロン排水流末（1箇所）、観測井戸（3箇所）	エプロン排水流末：2回/年 観測井戸：1回/年

別表5 航空灯火・電気施設の定期点検項目及び頻度

設備名	種別	周期	保守項目
1.受変電機器関係			変電室関係は高圧充電部分があるため、取扱いには十分注意すること。 作業に着手する場合には遮断器を開放し停電を確認し作業中の標識を付して実施すること。
(1)配電盤 ①共通	a 通常点検	月1回	(a) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (b) 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検すること。 (c) ボルトの緩みの有無を点検すること。 (d) 雨水浸入、ほこり等の堆積状況を点検すること。 (e) 標識の汚損及び取付状態を点検すること。
	b 精密点検	年1回	(a) 絶縁抵抗測定 (b) 接地抵抗測定
②盤外観	a 精密点検	年1回	(a) 配電盤の据付状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検すること。 (b) 盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検すること。 (c) 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (d) 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取り付け状況の良否を点検すること。
③盤内部（機器は除く。）	a 精密点検 (JEM-TR122, TR128に準拠)	年1回	(a) 内部床上、機器仕切り板等の清掃を行うこと。 (b) 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (c) 機器取付及び配線接続状況の良否を点検すること。 (d) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (f) 配線符号(マークキャップ、端子番号等)の損傷及び脱落の有無を点検すること。 (g) 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検すること。
(2)計器用変成器	a 通常点検	月1回	(a) 汚損、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検すること。 (b) 接続部の変色の有無を点検すること。 (c) 接地線の外れ、断線等の有無を点検すること。
	b 精密点検 (JEM-TR164に準拠)	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。

設備名	種別	周期	保守項目
			(d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 電線貫通型の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検すること。 (f) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。また、予備ヒューズの確認を行うこと。 (g) 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。
(3)指示計器、表示操作類	a 通常点検	月1回	(a) 各計器の表示値の適否を点検すること。 (b) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認すること。
	b 精密点検	年1回	(a) 1. (2)b(a)～(d)に準ずる (b) 各指示計器の零点調整を行うこと。また、正常に機能していることを確認すること。
(4)保護継電器	a 精密点検 (JEM-TR156に準拠)	年1回	(a) 1. (2)b(a)～(d)に準ずる (b) 動作電圧、電流、時間特性を測定し、継電器動作による引外し又は警報機の回路が完全に動作するか試験すること。また、責任分界点等の重要点は地絡方向継電器動作特性試験を実施すること。
(5)断路器、負荷開閉器	a 精密点検 (JEM-TR178, TR173に準拠)	年1回	(a) 1. (2)b(a)～(d)に準ずる。 (b) 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検すること。 (c) 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検すること。 (d) 操作機構部の損傷、変形、錆等の有無を点検すること。 (e) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。
(6)変圧器 ①共通	a 通常点検	月1回	(a) 温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認すること。 (b) 音響、異臭、異常振動等の有無を点検すること。 (c) 防塵フィルター脱落の有無、盤内圧力扇の作動を確認すること。
		3ヶ月 1回	(d) 変圧器表面温度測定 ※放射温度計により、温度測定を行うこと。

設備名	種別	周期	保守項目
②モールド変圧器	a 精密点検 (JEM-TR124, TR218に準拠)	年1回	(a) モールドコイル (内・外) 表面の汚損、損傷、変形、変色、ヨークコア発錆の有無を注意深く確認すること。 (b) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ダイアル温度計の損傷 (パッキン導管) の有無及び指示値の良否を確認すること。 (e) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (g) 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出し等の異常の有無を点検すること。
(7)交流遮断器 ①共通	a 通常点検	月1回	(a) 異音、異臭、異常振動等の有無を点検すること。
	b 精密点検 (JEM-TR174に準拠)	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。また、引出形にあっては、接続操作の円滑性及び導体接触部の勘合の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。
②真空遮断器	a 精密点検 (JEM-TR174に準拠)	5年 1回	(a) 操作機構部の損傷、変形、錆等の有無を点検すること。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取り除き、適量のグリスを注油すること。 (b) 真空バルブの極間に規定耐電圧を加え、真空バルブの絶縁耐力の良否を確認すること。 (c) 主接点について、開閉極に要する時限不揃いを測定し、不揃範囲が許容範囲に収まる様にワイプ長を調整するとともに、バルブ固定極及びダンパーの異常の有無を確認すること。
(8)避雷器	a 精密点検 (JEM-TR179に準拠)	年1回	(a) 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ギャップのある避雷器の場合は、絶縁抵抗測定を行うこと。
		5年 1回	(e) ギャップのない避雷器の場合は、漏れ電流測定を行いその良否を確認すること。

設備名	種別	周期	保守項目
(9)蓄電池	a通常点検	月1回	(a) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検すること。 (b) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認すること。 (c) 蓄電池の総出力電圧を確認すること。
	b精密点検	年2回	(a) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検すること。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認すること。また、据置蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認すること。 (b) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検すること。 (c) 全セルについて、電圧、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検すること。 (d) 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検すること。 (e) 据置鉛蓄電池は全セルの浮動充電中の電解液比重及び温度測定（アルカリ型、制御弁式及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）を行い、その良否を確認すること。 (f) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行うこと。
		年1回	(g) 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検すること。 (h) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、損傷及び腐食の有無を点検すること。 (i) アルカリ蓄電池はパイロットセルの浮動充電中の電解液比重及び温度測定を行い、その良否を確認すること。
(10)整流装置	a通常点検	月1回	(a) 表示灯類の点灯状態を点検すること。 (b) 操作、切替スイッチ等の状態を点検すること。
	b精密点検	年2回	(a) 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検すること。 (b) 各部品の汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音、異臭等の有無を点検すること。 (c) 次の値を測定し、その良否を確認すること。 ・交流入力電圧 ・トルクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による） (d) 手動により浮動及び均等充電への切替え動作の確認を行うこと。 (e) 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認すること。

設備名	種別	周期	保守項目
		年1回	(f) 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検すること。 (g) 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行うこと。 (h) 機器の動作状況を下記項目について確認すること。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等） (i) 自動回復充電の動作を確認すること。 (j) 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認すること。 (k) 内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検すること。 (l) 次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間
(11)定電流調整装置 ①CCR本体、出力装置、CCT本体	a通常点検	日常	(a) 温度上昇、音響、異臭、異常振動等、電流値（接地指示計の指示値含む。）及び絶縁抵抗値を確認すること。 (b) ケーブル接続部の接続状態を確認すること。
		3ヶ月1回	(c) 接地警報器の動作確認（試験スイッチによる指示確認）
	b精密点検	年1回	(a) 機器取付状態の確認。 (b) 端子部、コネクタ、基板の接続及び取付状態の確認。 (c) ドアスイッチの作動の良否を点検すること。 (d) 光度選択スイッチの作動の良否を点検すること。 (e) 光度選択リレーの作動の良否を点検すること。 (f) 保護装置点検 ア. 過電流継電器、開路保護継電器及び接地指示計の動作を点検し接点の点検手入れを行うこと。 イ. 全短絡警報の動作確認（警報のヒューズ接点の短絡による。） ウ. 負荷線回路警報の動作確認（開路による運転） エ. 過電流警報の動作確認 オ. アーク検知確認

設備名	種別	周期	保守項目
			カ. ランプ過断芯検知器能の動作確認（CCTは除く。） (g) 過渡特性の確認 タップ切替時のソフトスタート機能が正常であること、異常電流が流れないことを確認すること。 (h) 入力切替機能の確認 手動切替動作の確認（電源系統選択時、正常に切り替わることを確認） (i) 全般的清掃、塗装 (j) コンデンサーの油漏れ点検 (k) 変圧器及びリアクトルの点検 乾式の場合には、コイル鉄心等の外部清掃 (l) 制御用電源回路の点検 (m) CCR出力制御量の点検（電流値の調整） (n) 絶縁抵抗測定
		2年 1回 <small>（ただし、納入後8年目以降は毎年1回）</small>	(o) ソフトスタート波形データ収集
		3年 1回	(p) サイリスタ劣化診断
		5年 1回	(q) リレー接点抵抗測定
②ケーブル切替盤、計測変換器盤	a 通常点検	月1回	(a) 温度上昇（特にケーブルに接続部）、異音、異臭に注意すること。
	b 精密点検	年1回	(a) 機器取付状態の確認 (b) 端子部、コネクタ、基板の接続及び取付状態の確認 (c) 動作状態及び機能の確認
(12)CCR-U ①共通	a 通常点検	月1回	(a) 汚損、異音、異臭、過熱の有無の点検 (b) 動作状態の点検 (c) 計器類の運転記録の確認 (d) 直流分電盤目視外観点検

設備名	種別	周期	保守項目
②UPS	a精密点検	年1回	(a) 使用状況点検 (b) UPS盤内部清掃 (c) 一般器具点検清掃 ア. スタック点検 イ. コンデンサー点検 ウ. 冷却ファン点検 エ. プリント基板点検 (d) 絶縁抵抗測定 (e) 制御電源電圧測定 (f) ゲート回路点検 (g) 保護回路点検 (h) 入力電圧測定 (i) 無負荷運転試験 ア. 主回路点検 イ. 出力電圧測定 (j) UPS内部時計校正 (k) メモリーカード内データ確認 (l) 総合運転試験 ア. 停電試験 イ. 電源切替試験 (m) 予備品点検（外観点検）
③入出力盤	a精密点検	年1回	(a) 使用状況点検 (b) 一般器具点検清掃 (c) 絶縁抵抗測定 (d) シーケンステスト
④充電器	a精密点検	年1回	(a) 現状点検 ア. 交流入力電圧の測定 イ. 浮動、均等充電電圧の測定 ウ. 整流器出力電圧の測定 エ. 負荷電圧、電流の測定 (b) 外観点検 ア. 外箱の外観、計器、表示灯の状況 イ. 各部品の外観点検 ウ. 基礎ボルトの取付状況 エ. 清掃の実施 (c) 機能点検 ア. 計器指示点検 イ. 電圧調整範囲測定 ウ. 垂下電流の確認

設備名	種別	周期	保守項目
			エ. シーケンステスト オ. 負荷電圧補償装置 カ. 接続部の緩み確認 キ. 絶縁抵抗の測定 ク. 出力波形観測 ケ. 最終設定値確認
⑤蓄電池	a精密点検	年1回	(a) 外観点検 ア. 電槽、ふたの状態 イ. 各種栓体、パッキンの状態 ウ. 封口部の状態 エ. 接触部の状態 オ. 架台、外箱の状態 (b) 機能点検 ア. 浮動充電中の総電圧の測定 イ. 浮動充電中の蓄電池の各セル電圧測定 ウ. 接続部の増締めの実施 (c) その他 ア. 清掃 イ. 室温の確認 ウ. 換気の実施 エ. 基礎ボルトの取付状況
2.制御機器・監視装置関係			
(1)航空灯火電力 監視制御			
①中央／ローカル処理装置及び監視卓	a通常点検	日常	(a) 表示部の機能及び運用状態等を確認すること。
	b精密点検	6ヶ月 1回	(a) エアーフィルターの清掃 (b) 各装置の動作状態及び機能の確認 (c) システムコンソール装置の清掃
		年1回	(d) 各部の清掃 (e) ケーブル、コネクタ類の装置取付状態の確認 (f) 電源出力電圧、リップル電圧の測定 (g) システムコンソールの確認
②グラフィック パネル	a通常点検	日常	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクタ、基板の接続及び取付状態の確認 (c) ランプテストの機能確認

設備名	種別	周期	保守項目
	b 精密点検	年1回	(a) 動作状態及び機能の確認 (b) 筐体及び形象部の点検清掃
③インターフェース盤	a 通常点検	日常	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線、コネクタ接続状態の確認
	b 精密点検	年1回	(a) 動作状態及び機能の確認 (b) 筐体及の点検清掃
④ I/O 端末装置、変換器盤、分電盤	a 通常点検	日常	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクタ、基板の接続及び取付状態の確認
	b 精密点検	年1回	(a) 動作状態及び機能の確認 (b) 筐体及の点検清掃
⑤伝送装置	a 通常点検	日常	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線及びコネクタ接続状態の確認
	b 精密点検	6ヶ月 1回	(a) エアークリアの清掃 (b) ファンモジュール等の動作確認
		年1回	(c) ケーブル、コネクタ類の装置取付状態の確認 (d) 電源出力電圧値の測定
⑥プリンター	a 通常点検	日常	(a) 印字状況の確認
	b 精密点検	年1回	(a) 各部の清掃 (b) 可動部への注油 (c) ケーブル、コネクタ類の装置取付状態の確認 (d) セルフ印字試験 (e) オンライン印字試験
⑦運用卓及び監視卓	a 通常点検	日常	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 配線、コネクタ、基板の接続及び取付状態の確認
	b 精密点検	年1回	(a) 動作状態及び機能の確認 (b) 筐体及の点検清掃
⑧保安用電話交換機	a 通常点検	月1回	(a) 保守通話通信確認

設備名	種別	周期	保守項目
(2)エプロン照明監視制御システム ①照明主操作盤	a 通常点検	日常	(a) 表示部の機能及び運用状態を確認すること。
		3ヶ月 1回	(b) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (c) 操作を行い、動作確認を行うこと。 (d) 動作に従い、監視表示の確認を行うこと。
	b 精密点検	年1回	(a) プログラム状態の確認を行うこと。 (b) 入力電源電圧、各種DC電源電圧の測定を行うこと。 (c) 各種スイッチ操作による動作確認を行うこと。 (d) 液晶パネルの輝度調整、バックライト点滅確認を行うこと。 (e) 停電補償機能の確認を行うこと。 (f) タイムスケジュール機能の確認を行うこと。 (g) 光センサー制御動作の確認を行うこと。 (h) ハードチェックプログラムによる確認を行うこと。 (i) 模擬的に伝送信号短絡検知確認を行うこと。 (j) CPU動作表示灯が正常に点滅していることを確認すること。
②照明灯監視 (副操作盤)	a 精密点検	年1回	(a) 入力電源電圧の測定を行うこと。 (b) 主操作盤から操作し表示状態の確認を行うこと。
③端末制御盤 (現場側)	a 精密点検	年1回	(a) 入力電源電圧の測定を行うこと。 (b) 主操作盤から操作し表示状態の確認を行うこと。
④光変換ユニット	a 精密点検	年1回	(a) 端子部・接続部の増締め、コネクタ部の点検を行うこと。
⑤光センサ(昼光センサー)	a 精密点検	年1回	(a) 主操作部にて入力レベルが変化することを確認すること。
⑥アレスター	a 精密点検	年1回	(a) アレスター点検を行うこと。
3.分電盤・開閉器箱			
(1)共通	a 通常点検	月1回	(a) 異常音の有無を確認すること。 (b) 各開閉器等の開閉状態を点検すること。
	b 精密点検	年1回	(a) 絶縁抵抗測定(停電できない場合には、抵抗分漏れ電流(I _{or})を測定する。) (b) 接地抵抗測定
(2)キャビネット	a 精密点検	年1回	(a) 盤の取付状況(支持ボルトの緩み)を確認すること。 (b) 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検すること。 (c) 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検すること。 (d) 盤内部の雨水の浸入又は痕跡、結露等の有無を点検すること。

設備名	種別	周期	保守項目
(3)導電部 ①母線・分岐導体・ 盤内配線支持物等	a精密点検	年1回	(a) 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検すること。 (b) 異常音、異臭及び変色の有無を点検すること。 (c) 導電接続部の緩みの有無を点検すること。
②端子台	a精密点検	年1回	(a) 変色及び異臭の有無を点検すること。
(4)機器 (遮断器・継電器・ 電磁接触器・タイマ ー・リモコン・変圧 器等)	a精密点検	年1回	(a) テストボタン（漏電遮断器）による動作の確認を行うこと。 (b) 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無を点検すること。
4.電線路（航空灯火 施設は別途規定）			
(1)架空電線路	a通常点検	年1回	(a) ケーブルの被覆の損傷の有無 (b) 他の電柱、支線、造営物、煙突等との接触の有無 (c) 腕木、碍子等の破損の有無 (d) 木柱の腐朽、傾斜等の有無 (e) 混線の有無、緩み過ぎの有無等 暴風雨襲来季節には特別に巡視点検を行うこと。
	b精密点検	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定
		適宜	(c) ケーブル絶縁診断（絶縁抵抗が劣化傾向の場合）
(2)地中電線路	a通常点検	年1回	(a) 立上り鉄管並びに取付金具等の破損の有無 (b) マンホール内の損傷、沈下、蓋及び金物の取付け状態、錆、腐食等の有無を点検すること。 (c) マンホール内のケーブル、接地線、支持金物、管路口の状態を点検すること。
	b精密点検	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定
		適宜	(c) ケーブル絶縁診断（絶縁抵抗が劣化傾向の場合）
5.灯火施設関係			航空灯火施設はレンズ又は反射鏡を使用した光学的機器であるため、光度の低下する原因としては、光源の動程による光速の減少及び塵埃や煤煙で器具が汚れることによる減光が影響している。その性能を維持するためには光源の保守と器具の清掃に留意することが必要である。

設備名	種別	周期	保守項目
(1)飛行場灯台			飛行場灯台に使用されている灯器は回転式である。
	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、レンズ、フィルタに異常はないか確認すること。 (b) 正常に回転しているかどうか確認すること。 (c) 断芯標示灯が点灯した場合には速やかに電球を交換すること。
	b 通常点検	月1回	(a) 光源位置の点検、灯体、レンズ、フィルタの清掃 レンズは柔らかい布等で、内部から静かに拭くこと。アクリル製のフィルタはシリコン布で軽く拭くこと。 (b) 回転室の点検手入れ及び注油 回転室は電動機の温度上昇、回転音、減速室の油漏れ、集電環の汚損、刷子の摩耗等に注意し点検手入れ清掃注油すること。 (c) 電球交換器の点検手入れ 電球及びソケットの点検、電球交換器、接点の点検手入れ及び清掃を行うこと。 (d) 配電盤の点検 電圧計の指示、電線接続端子、ヒューズ接続の緩み等点検すること。 (e) 鉄塔、灯柱（付帯構造物含む）及び保護柵等のき裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひび割れの有無を点検すること。 (f) その他避雷針、断芯標示灯、接地線等を点検すること。
	c 精密点検	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 接地抵抗の測定
		5年 1回	(c) ウォーム・ウォームホイール摩耗点検、交換
(2)地上型標識灯 ①誘導路灯及び誘導案内灯			T-2D型、T-7型及びELO型の各種が誘導路灯及び誘導案内灯として設置されている。
	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色、LEDが不点のもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。 (b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する場合があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。 (c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。
	b 通常点検 (灯体の構造別を主体とした点検)	3ヶ月 1回 (現場)	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。 (b) 灯器の水平、向き、仰角を確認し、必要に応じ水準器等により点検調整すること。

設備名	種別	周期	保守項目
	c 精密点検 (灯体の機能を確認する点検整備)	3ヶ月 1回 (現場)	(a) 灯器の点検手入れ 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときには錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。
②誘導路灯及び誘導案内灯以外			EHU型、EHB型、G-2型の各種が進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路距離灯、過走帯灯として設置されている。
	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色、LEDが不点のもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。 (b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する可能性があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り替えること。 (c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。
	b 通常点検 (灯体の構造劣化を主とした点検)	月1回 (現場)	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。 (b) 灯器の水平、向き、仰角を確認し、必要に応じ水準器等により点検調整すること。 (c) 灯柱(付帯構造物含む)及び防護柵等の亀裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひび割れの有無を点検すること。
c 精密点検 (灯体の機能を確認する点検整備)	月1回 (現場) 整備作業保で作業しない場合	(a) 灯器の点検手入 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときは錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。 (c) 滑走路距離灯については灯体の塗装が退色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。また、配電箱の点検手入れを行うこと。	
(3)埋込型標識灯			LU3型、FLU型、FLB型、FMU型、FMB型、FHU型、FHB型、T-5D型の各種が、進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、誘導路中心線灯、高速離脱誘導路中心線灯、誘導路灯として設置されている。
	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、電球の断芯及びLEDが不点のものは交換すること。

設備名	種別	周期	保守項目
	b 通常点検	週2回 ～ 月1回	(a) レンズの汚損状況に応じて、レンズ清掃を行い機能を確保すること。
	c 精密点検 (灯器の設置 状態確認を主 体とした点 検)	月1回 F型の場合	(b) 灯体の点検状況、灯体の状態点検（灯器周辺の舗装状況を含む。）、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。また、舗装が劣化している場合は、補修材にて応急補修を行うこと。 (c) トルクレンチ、Tレンチにより所定のトルクで締め付けられているかを確認し、緩みがある場合には増締めを行うこと。
		月1回 FL-9型の場合	(d) 灯体Aのねじ緩み状態をハンマー等による打診音にて点検を行うこと。
	d 精密点検 (灯体の機能 を確保する点 検整備)	6ヶ月 1回	(a) 灯器の点検手入れ 灯体を地上に引き上げ、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡等に異状はないか、特に灯体の発錆に注意し内部に漏水のある場合には排水し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。
		6ヶ月 1回 FL-9型の場合	(c) 灯体Aのボルト及びねじ穴の部品の摩耗状態点検を行い、摩耗した場合は交換すること。
	d 精密点検 (灯体の機能 を確保する点 検整備)	年1回 LED光源の場 合	(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、LED発光部、リード線、レンズ等に異状はないか点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定等を実施すること。
(4)風向灯			風向灯に使用されている灯器の型式は2型である。
	a 通常点検 (ライトチェ ック)	日常	(a) 点灯状況、吹流しの指示状況を確認し、電球の断芯したものは交換すること。
	b 精密点検	月1回	(a) 灯器の点検手入 灯柱を倒し、吹流し、照明灯及び障害等を点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 吹流しの汚損及びベアリングの回転具合を点検し注油を行うこと。吹流しの汚損の甚だしいものは交換すること。 (c) 灯柱の亀裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひびわれの有無を点検すること。 (d) 灯体及び円形帯の塗装が褪色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。 (e) 配電箱の点検手入れ

設備名	種別	周期	保守項目
(5)航空障害灯	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 航空障害灯は高所又は遠隔に設置されているので点灯状況を監視すること。
	b 精密点検	3ヶ月 1回 (場外) 1年1回 (場内)	設置箇所が高所であるため足場に注意して作業すること。 (a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等を点検し、灯器は中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。電球は、断芯に至らなくても黒化したもの及び3ヶ月を経過したもの、LEDが不点のものは交換すること。 (b) 点滅器、配電箱、制御盤等の点検手入れ点滅器の動作を点検し、接点は特に焼損していないか注意すること。必要な箇所に注油すること。 (c) 灯柱(付帯構造物含む)、防護柵等の亀裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひびわれの有無を点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所には指定色のラッカー等で塗装しておくこと。
(6)エプロン照明灯	a 通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状態を点検すること。
	b 精密点検	6ヶ月 1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したもの、LEDが不点のものは交換すること。 (b) 配電箱又は安定器収納箱及び内部機器の点検手入 (c) 灯柱(付帯構造物含む)、防護柵等の亀裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひびわれの有無を点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (e) 灯器を指定された向きに調整すること。
(7)昇降装置 ①共通	a 通常点検	適宜	(a) ポール基部(モーター周辺の雨水の浸入確認) (b) 昇降動作確認
②バランスウェイト 方式 ア.駆動機構部	a 精密点検	5年 1回	(a) モーターの発錆、損傷、振動、異常音、異臭、煙の発生等の有無を点検すること。 (b) モーターの絶縁抵抗測定を行うこと。 (c) スプロケットの発錆、損傷の有無を点検すること。 (d) ポール下端部ボックスの浸水、端子の緩みを点検すること。

設備名	種別	周期	保守項目
イ.動作機構部			<p>(e) チェーンの発錆、損傷、振動、異常音、屈曲の堅い所、スプロケットの異常巻き込みの有無を点検すること。</p> <p>(f) チェーンのリングプレート、クリップ取付状態、張り具合の良否を点検すること。</p> <p>(g) 上部滑車部の錆、腐食、損傷、滑車回転異常、鳥の営巣、固定ボルトの緩みを点検すること。</p>
	a精密点検	5年 1回	<p>(a) 昇降ケーブルの亀裂、屈曲の有無を点検すること。</p> <p>(b) 昇降ケーブルの絶縁抵抗測定を行うこと。</p> <p>(c) 張力緩和器の機能確認を行うこと。</p> <p>(d) ワイヤロープの素線切れ、直径の減少状態の点検を行うこと。</p> <p>(e) ワイヤロープの発錆、損傷、結束部端の緩み、鳥の営巣の有無を点検すること。</p> <p>(f) 昇降架台の発錆、損傷、固定ボルトの緩み、鳥の営巣の有無を点検すること。</p> <p>(g) 振れ止めローラーの損傷、亀裂の有無を点検すること。</p> <p>(h) 位置決めピンの損傷の有無を点検すること。</p> <p>(i) 位置決めピンと頭部滑車部との嵌合状態の良否を点検すること。</p>
	ウ.制御・電気部	a精密点検	5年 1回
エ.その他	a精密点検	5年 1回	<p>(a) 灯柱の錆、腐食状況、扉の開閉状況、扉の防水用パッキン劣化状況の点検を行うこと。</p> <p>(b) 上昇下降停止動作、下限自動停止位置、ソフトスタート動作の確認を行うこと。</p>
③ガイドレール方式			
ア.駆動機構部	a精密点検	5年 1回	<p>(a) モーターの発錆、損傷、振動、異常音、異臭、煙の発生等の有無を点検すること。</p> <p>(b) モーターの絶縁抵抗測定を行うこと。</p> <p>(c) プーリーVベルトの発錆、損傷、亀裂の有無を点検すること。</p> <p>(d) ポール下端部ボックスの浸水、端子の緩みを点検すること。</p>

設備名	種別	周期	保守項目
イ.動作機構部			(e) リミットスイッチボックスの発錆、損傷の有無を点検すること。 (f) リミットスイッチのシャフト摺動性、マイクロスイッチ動作の良否を点検すること。 (g) 上部滑車部の錆、腐食、損傷、滑車回転異常、鳥の営巣、固定ボルトの緩みを点検すること。
	a精密点検	5年 1回	(a) 昇降ケーブルの亀裂、屈曲の有無を点検すること。 (b) 昇降ケーブルの絶縁抵抗測定を行うこと。 (c) ワイヤロープの素線切れ、直径の減少状態の点検を行うこと。 (d) ワイヤロープの発錆、損傷、結束部端の緩み、キンク発生の有無を点検すること。 (e) 昇降架台の発錆、損傷、固定ボルトの緩み、鳥の営巣の有無を点検すること。 (f) 位置決めピンの損傷の有無を点検すること。 (g) 位置決めピンと頭部滑車部との嵌合状態の良否を点検すること。
ウ.その他	a精密点検	3年 1回	(a) 灯柱の錆、腐食状況、扉の開閉状況、扉の防水用パッキン劣化状況の点検を行うこと。 (b) 上昇下降停止動作、下限自動停止位置の確認を行うこと。
(8)閃光放電灯			キセノン閃光管を使用した閃光装置については高電圧の充電部分があるため、取扱いには特に注意し、別途機器附属取扱説明書を十分に参照のこと。
	a通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。
	b精密点検 (灯体の構造劣化を主体とした点検)	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) 灯器の水平・向き・仰角を水準器等により点検調整すること。
	c精密点検 (灯体の機能を確認する点検整備)	月1回	点検の際は扉を開けてから30秒以上経過してから閃光管の左上ピンを接地して、コンデンサーの放電を確かめてからとりかかること。 (a) 前面ガラス、内外面及び反射鏡の清掃。反射鏡は鹿皮又は柔らかい綿布にて清拭すること。 (b) 安全スイッチの動作を点検すること。 (c) (c) 回路の主要点の電圧をチェックすること。
(9)進入角指示灯			進入角指示灯の点検調整方法の細部については、取扱説明書によって実施すること。なお技術標準進入角指示灯(PAPI)も参照のこと。
①灯器	a通常点検 (ライトチェック)	日常	(a) 点灯状況、レンズ、フィルターの汚れ、草等による光柱への障害及び灯体の取付状態の異常の有無並びに灯器を前面・真横から見通して傾いていないか点検する。断芯交換、レンズ清掃、障害物の除去等は直ちに行い、灯体取付状態の異常、傾き等が認められた場合には精密点検を実施すること。

設備名	種別	周期	保守項目
	b 精密点検	月1回	<p>(a) レベルの測定・調整</p> <p>灯光が正しく投射されているかどうか確認するため、滑走路上の基準点（滑走路縁）レベル、進入角指示灯のアングル上面（4ヵ所/基）、基準点レベル（2ヵ所）及び仰角点検台（2ヵ所/基）のレベルを測定し、必要のある場合はレベル調整すること。</p> <p>(b) 傾斜角度の測定・調整</p> <p>進入角指示灯の各灯器の光学ユニットの傾斜角度を測定し、必要のある場合は調整すること。</p> <p>(c) 灯器の点検、手入れ清掃</p> <p>ア. 電球、反射鏡、レンズ、フィルタ等に異常がないかを点検し、付着した塵埃油等を鹿皮及び綿布で静かに清掃すること。</p> <p>イ. 灯底の水抜孔に塵埃が溜らないように清掃すること。</p> <p>ウ. 灯体の塗装の褪色が著しいときには、指定色のラッカーにて塗装すること。</p>
		2ヶ月 1回	<p>(d) 整備作業所で行う精密点検</p> <p>ア. 灯体を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡に異常がないかを点検すること。</p> <p>イ. 光学カセットを交換し、その場合は灯器と仰角点検とのレベルチェックを行うこと。</p> <p>ウ. 灯体部品の状態点検、清掃、絶縁抵抗測定、配光測定等を実施すること。</p>
②監視装置 ア. 灯器断芯検出器	a 精密点検	年1回	<p>(a) 取付状況の点検</p> <p>断芯検出器の取付状況を点検し、必要の有る場合は増締め等を実施すること。</p> <p>(b) 端子部の点検</p> <p>断芯検出器の端子に緩みや発錆等がないかを点検し、必要の有る場合は増締め・清掃等を実施すること。</p> <p>(c) LED表示の点検</p> <p>灯器断芯検出器の動作状況が正しく表示されるかを点検し、必要のある場合は修理すること。</p> <p>(d) 検出電圧の測定</p> <p>各断芯検出器のタップ3における出力電圧を測定し記録すること。</p>
イ. 受光器	a 通常点検	月1回	<p>(a) 受光器の点検</p> <p>受光器に塵埃や湿気の侵入がないかを点検し、必要のある場合は清掃及び侵入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないかを点検すること。</p>

設備名	種 別	周 期	保 守 項 目
リ.端末装置		2 ヶ月 1回	(b) 電圧調整 光学カセット交換時に、オフセット電圧を調整すること。
	b精密点検	年1回	(a) 受光器高さの点検 受光器の高さが適正であるか点検し、必要のある場合は調整すること。 (b) 受光方向の点検 受光器が正しく進入角指示灯の灯光を受光しているか点検し、必要のある場合は調整すること。 (c) 受光器取付状態の点検 受光器各部のビス・ネジ等に緩みがないか点検し、必要のある場合は増締めを実施すること。 (d) 受光アンプの出力電圧の測定 受光アンプのタップ3における各部出力電圧の測定し記録する。出力電圧レベルが設定レベルと異なる場合は調整すること。
	a通常点検	2 ヶ月 1回	(a) 内部一般点検 端末装置内に塵埃や湿気の侵入がないか点検し、必要がある場合は清掃及び侵入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。
	b精密点検	年1回	(a) 接続端子の点検 端末装置各部のビス・ネジ等に緩みがないか点検し、必要のある場合は増し締めを実施すること。 (b) 入力電圧の測定 監視装置給電部の入力電圧を測定すること。 (c) 出力電圧の測定 監視装置給電部の出力電圧を測定し、安定しているか点検する。安定していない場合は調整すること。 (d) 灯器断芯検出器・受光器との連動試験 灯器断芯検出器・受光器の動作状況が正しく監視パネルに表示されるか点検し、必要のある場合は修理・調整すること。 (e) 通信装置の点検 通信装置が正しく動作しているか点検し、必要のある場合は調整すること。
エ.中央装置	a精密点検	年1回	(a) 内部一般点検 中央装置内に塵埃や湿気の侵入がないか点検し、必要がある場合は清掃及び侵入防止対策を施す。また、取付部品に変色等の異常がないか点検すること。

設備名	種別	周期	保守項目
ル回線（中央装置～端末装置）			<p>(b) 印字状態の点検 印字品質、状態変化時の印字及び定時の印刷が正常か点検し、必要がある場合は調整すること。</p> <p>(c) 警報表示機能の連動試験 端末装置が警報状態になった場合に正しく警報ブザーが動作するか確認する。また、表示状態が正しいか点検すること。</p> <p>(d) 通信装置の点検 通信装置が正しく動作しているか点検し、必要のある場合は調整すること。</p>
	a精密点検	年1回	<p>(a) 伝送損失の測定 伝送損失を測定し、規定値以内であるか点検すること。</p> <p>(b) ノイズレベルの測定 ノイズレベルを測定し、規定値以内であるか点検すること。</p> <p>(c) ループの測定 ループ抵抗を測定し、抵抗値の変化を確認すること。</p> <p>(d) 絶縁抵抗の測定 絶縁抵抗計で対地間を測定し、劣化がないか点検すること。</p>
(10)灯器用変圧器	a精密点検	6ヶ月 1回	<p>(a) 変圧器点検手入 変圧器2次側の漏れ電流の測定をすること（地上型標識灯の灯器交換時及び埋設型標識灯で別置型LED点灯ユニットを接続している場合を除く。）。また、変圧器の接続部の点検及び変圧器の亀裂の有無の確認を行うこと。</p> <p>(b) 変圧器収納箱の清掃 蓋等は、必要のある場合には塗装すること。</p>
		月1回 E型基台使用 ハンドホール	<p>(c) 保護板のボルトをトルクレンチ、Tレンチにより所定のトルクで締め付けられているかを確認し、緩みがある場合には増し締めを行うこと。</p>
(11)航空灯火施設用電線路	a精密点検	3ヶ月 1回	<p>(a) ケーブルの絶縁抵抗は回路を一括して測定し、必要のある場合に適宜灯器用変圧器の接続箇所を開き区分して測定すること。</p>
6.整備作業所機器			
(1)灯体洗浄装置 ①本体	a精密点検	2年 1回	<p>(a) 外観目視点検</p> <p>(b) 取付状況（ボルトの緩み等）を確認すること。</p> <p>(c) 回転テーブルの動作確認をすること。</p> <p>(d) 送水系のフィルタの汚損、損傷の有無を確認すること。 ※バックアップポンプがある場合は吐出圧力が0.3～0.4MPaであることを確認すること。</p> <p>(e) 高圧水系のノズル、弁の動作状況を確認すること。</p> <p>(f) 保護装置、回路の動作を確認すること。</p>

設備名	種別	周期	保守項目
			(g) 動力用電動機の動作状況を確認すること。 (h) 絶縁抵抗を測定すること。
②高圧水発生装置	a精密点検	2年 1回	(a) 外観目視点検 (b) 取付状況（ボルトの緩み等）を確認すること。 (c) フィルタの汚損、損傷の有無を確認すること。 (d) 高圧水発生時の水漏れ、異常音の有無を確認すること。 (e) 高圧水の吐出圧力が以下のとおりであることを確認すること。 ・灯体洗浄 47.5～52.5MPa ・リングレンズ洗浄 57.5～62.5MPa (f) ロード、アンロード弁を分解し、摩耗等の確認を行うこと。 (g) 駆動ベルトの異常の有無を確認すること。
(2)漏洩検査装置	a精密点検	2年 1回	(a) 外観目視点検 (b) 配管・マスターチャンバーの空気漏れの有無を確認すること。 (c) 圧力調整弁の動作が規定圧力(0.15MPa)であることを確認すること。
(3)配光測定装置 ①スクリーン	a精密点検	2年 1回	(a) 外観目視点検 (b) 水準器で直立性の確認を行うこと。 (c) 表面状態の汚損、破損等の有無の確認を行うこと。 (d) 照度計の校正を行うこと。
②架台	a精密点検	2年 1回	(a) 外観目視点検 (b) 取付状況（ボルトの緩み等）を確認すること。 (c) 駆動部及びモーターの正常動作を確認すること。 (d) 内光角制御が正しく動作することを確認すること高圧水発生時の水漏れ、異常音の有無を確認すること。
③カメラ	a精密点検	2年 1回	(a) 取付状況（ガタ、緩み等）を確認すること。 (b) 光学特性（レンズ面の汚損等）を確認すること。
④配光測定卓	a精密点検	2年 1回	(a) 取付状況（ガタ、緩み等）を確認すること。 (b) 各種OA機器の動作状況を確認すること。
⑤システム	a精密点検	2年 1回	(a) システム上のX軸、Y軸、照度計位置を修正すること。 (b) 配光測定プログラム（通常制御）を各種灯器で実行し、正常動作を確認すること。 (c) 配光測定プログラム（描画制御）を各種灯器で実行し、正常動作を確認すること。

設備名	種別	周期	保守項目
(4)PAPI 調整装置	a 精密点検	2 年 1 回	<p>(a) 回転部の点検・注油 回転部の回転具合を点検する。必要のある場合は注油箇所に注油すること。</p> <p>(b) 回転台水平点検 回転台が水平に設置されているか点検し、必要のある場合は調整すること。</p> <p>(c) 光学カセット軸受部の水平点検 光学カセット軸受部の水平を点検し、必要のある場合は調整すること。</p> <p>(c) レベルの点検 光学カセット軸とスクリーンのレベルを点検し、必要のある場合は調整すること。</p> <p>(e) 光学カセットとの整合点検 整備作業所に保管されている光学カセットを使用して、正しく調整装置に固定できるか点検すること。 不具合のある場合は原因を調査すること。</p> <p>(f) 全般点検 調整装置全般にわたり点検し、劣化部品や脱落部品がないか確認し、塵埃又は汚損のある場合は清掃すること。</p>
7.街路灯	a 通常点検	週 1 回	(a) 点検状態を確認すること。
	b 精密点検	適宜	<p>(a) 灯具部、取付部の点検・清掃</p> <p>(b) 安定器収納部、照明灯柱の点検</p> <p>(c) 塗装状況の点検補修</p> <p>(d) 絶縁抵抗の測定</p> <p>(e) 灯柱（付帯構造物含む）、防護柵等の亀裂、錆、腐食、損傷、固定ボルトの緩み、基礎のひびわれの有無を点検すること。</p>
8.共同溝	a 通常点検	日常	(a) ケーブルラックの変形、損傷、腐食等の有無の点検
		6ヶ月 1回	<p>(b) 排水ポンプの点検手入</p> <p>(c) 蛍光灯の点検手入</p> <p>(d) 換気設備の点検</p> <p>(e) 連絡通報設備の点検</p> <p>(f) 亀裂、漏水等の点検</p> <p>(g) 共同溝内の清掃</p>
	b 精密点検	6ヶ月 1回	(a) 防災設備（火災報知器等）の点検

※航空灯火及びエプロン照明灯は順次LEDに変更している。

別表6 予備自家発電設備の定期点検項目

通常保守

1. 発電設備

標準周期	標準保守項目
日常	(1) 商用電源の電圧、電力の確認 (2) 制御回路(制御モード)の確認 (3) 電力切替接触器の位置確認 (4) 充電装置のモード確認 (5) 保安及び警報装置の作動の有無確認 (6) 運転状況時の確認 発電機の電圧、電流、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流 a. 発電機の電圧、電流、周波数、力率、電力、界磁電圧、界磁電流 b. 機関回転数 c. 冷却水及び潤滑油の圧力及び温度 d. 排気温度 e. 蓄電池の総電圧 f. 燃料保有量 g. 室内温度 h. 運転度数及び運転時間
2 週	(1) 試運転の実施始動状態(10分以上実施する) 無負荷により10分以上運転するものとし、「日常」における標準保守項目(6)について確認する。 (2) 上記の結果に基づく必要な措置
3 カ月	(1) 試運転の実施 実負荷により30分間以上運転するものとし、以下について点検する。 a. 「日常」における標準保守項目(6)の点検 b. 異音、異臭、異常振動の有無点検 c. 付属機器類の機能点検 d. 遮断器、開閉器の状態点検 (2) 燃料油、潤滑油、冷却水、蓄電池液レベル及び漏洩の有無 (3) 冷却塔の動作状況、漏洩の有無の確認 (4) 機器、配管等外観点検 (5) 機器室内外の状態点検 (6) 油脂類、精製水の保有状況の点検 (7) 機器及び室内外の清掃 (8) 上記の結果に基づく必要な措置
6 ヶ月	(1) 端子接続部の点検 (2) 蓄電池全槽の電圧、代表槽の比重、液の状態及び液レベルの点検 (3) 上記の結果に基づく必要な装置
1 年	(1) 絶縁抵抗及び接地抵抗の測定 (2) 潤滑油の汚損点検 (3) 軸受油及びグリースの状態 (4) 燃料油槽水抜き (5) 遮断器、開閉器の動作点検 (6) 保護及び時限継電器の点検 (7) 自動、試験及び主導制御回路並びに保安装置回路の機能点検 (8) 付属品、予備品の数量及び機能点検 (9) 上記の結果に基づく必要な措置

2. 地下燃料タンク

標準周期	標準保守項目
日 常	(1) 外観点検 (2) 油量指示計の指示値確認 (3) 上記の結果に基づく必要な措置
1 カ 月	(1) 通気口の点検 (2) 計量口及び注油口等の外観点検 (3) ピット内配管及び弁類の漏れの有無点検 (4) 接地線端子の緩み等の点検 (5) 漏洩検知管による点検 (6) 上記の結果に基づく必要な措置
1 カ 年	(1) 上部スラブの亀裂、沈下等の有無点検 (2) マンホールプロテクター内部の点検 (3) タンク及び配管の漏れの有無点検 (4) 標識及び掲示板の点検 (5) 接地抵抗の測定 (6) 上記の結果に基づく必要な措置

精密保守 発電装置

保守区分	実施時期又は周期	標準保守項目
A 保 守	設置から又はB保守実施から概ね2年後、4年後及び6年後 令和7年度実施	(1) 吸排気弁の弁端間隙及び開閉時期の測定 (2) 温度スイッチ、圧力スイッチ、流水継電器及び回転計発電機又は回転数ピックアップの機能点検 (3) 潤滑油の交換及び燃料・潤滑油フィルターの清掃 (4) 過給機フィルターの清掃 (5) 油圧調整弁の機能点検 (6) 冷却水系統の入替 (7) 蓄電池の機能点検 (8) 自動充電装置の機能点検 (9) 自動制御盤等の盤内機器、配線の清掃及び点検 (10) 遮断器及び開閉器の機能点検及び可動部の清掃・注油 (11) 保護及び限時継電器の動作測定 (12) 各種計器及び計装器具の指示状況点検 (13) 燃料移送ポンプ、冷却塔、換気圧力扇等補機類の機能点検 (14) 励磁装置の機能点検 (15) 各締付部の緊度点検 (16) 各機器の清掃及び補修塗装 (17) 燃料噴射ポンプの機能点検 (18) 噴射弁の機能点検 (19) 機関保温装置の機能点検 (20) 過給機の機能点検 (21) 始動装置の機能点検 (22) 空気冷却器の機能点検 (23) 调速機構の機能点検 (24) 潤滑油ポンプの機能点検 (25) 冷却水ポンプの機能点検 (26) 電磁弁及び温調弁の機能点検 (27) 温風器の機能点検 (28) 上記の結果に基づく必要個所の整備又は修理

B 保 守	設置から又は前回B保守実施から概ね8年後 令和9年度実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「A保守」の(1)から(16)に掲げる項目 (2) 「A保守」の(17)から(28)に掲げる各機器の分解点検 (3) シリンダヘッド脱着点検及びシリンダライナ点検(注1) (4) シリンダヘッドの分解点検(注2) (5) シリンダライナ用Oリングの取替及びシリンダライナの脱着点検(注2) (6) 発電機とエンジン間の偏位測定 (7) 消音器のドレン抜取 (8) 上記の結果に基づく必要個所の整備又は修理
-------	-------------------------------------	---

(注1) 概ね8年目の「B保守」において、上記(3)の結果に基づき、必要に応じて、シリンダヘッドの分解点検又はシリンダライナの脱着点検を実施する。

(注2) 概ね16年目の「B保守」において、上記(4)及び(5)を実施する。

別表7 航空保安無線施設（ILS）の定期点検項目（*印の項目は製造メーカー等が点検すること。）

1 LOC装置及びその付帯設備

点検の種類（点検周期）	点検項目
S点検（日例）	1) 機能及び作動状態の点検
B点検（1. 5ヶ月）	1) 空中線の目視点検 2) 機器の清掃 3) 装置及び付帯設備各部の目視点検 4) 予備発動発電機の点検 5) 測定車によるグラウンドチェック
C点検（3ヶ月）	1) 送信出力の点検 2) 送信周波数の点検 3) モニター装置の作動点検 4) コース信号90 / 150Hzの周波数及び変調度の点検 5) コース信号90 / 150Hzの変調波形の点検 6) 識別信号の周波数及び変調度の点検 7) 識別符号の聴取点検
E点検（1年）	1) コース信号90 / 150Hzの位相点検 2) スプリアス電力の点検 3) モニター装置の点検 4) 電源部の点検 5) 空中線系の点検（VSWR）* 6) 接地の点検 7) 制御機能の点検（自動切換、停止作動等）

2 GS装置及びその付帯設備

点検の種類（点検周期）	点検項目
S点検（日例）	1) 機能及び作動状態の点検
B点検（1. 5ヶ月）	1) 機器の清掃 2) 装置及び付帯設備各部の目視点検 3) 予備発動発電機の点検
C点検（3ヶ月）	1) 送信出力の点検 2) 送信周波数の点検 3) モニター装置の作動点検 4) コース信号90 / 150Hzの周波数及び変調度の点検 5) コース信号90 / 150Hzの変調波形の点検
E点検（1年）	1) コース信号90 / 150Hzの位相点検 2) スプリアス電力の点検 3) モニター装置の点検 4) 電源部の点検 5) 空中線系の点検（VSWR）* 6) 接地の点検 7) 制御機能の点検（自動切換、停止作動等）

3 T-DME装置及びその付帯設備

点検の種類（点検周期）	点検項目
S点検（日例）	1) 機能及び作動状態の点検
B点検（1.5ヶ月）	1) 装置及び付帯設備各部の目視点検 2) 機器の清掃
C点検（3ヶ月）	1) 送信電力の点検 2) 送信周波数の点検 3) 受信装置の感度の点検 4) 応答遅延時間の点検 5) パルス対の点検（パルス幅、パルス間隔、パルスの電力差、パルスの立上り、立下り） 6) 送信パルス対のパルス繰返し率の点検 7) 識別符号の送信同期の点検 8) 識別符号のパルス繰返し率の点検 9) 識別符号の聴取点検 10) モニター装置の作動点検
E点検（1年）	1) パルススペクトラムの点検 2) 空中線系の点検（VSWR）* 3) 電源部の点検 4) モニター装置の点検 5) 接地の点検 6) 制御機能の点検（自動切換、停止作動等）

・計測器については、以下の周期により校正を行うものとする。

計測器機種名	校正周期
ユニバーサルカウンタ	1年
オシロスコープ	〃
スペクトラムアナライザ	〃
通過型電力計	〃
ピークパワーメーター・センサー	〃
電子電圧計（テスター）	3年
絶縁抵抗計	〃
方向性結合器	〃
ネットワークアナライザ	〃
その他の計測器	適宜

別表 8 建築物等の定期の点検・保守項目等

項目	内容	周期
屋根	雨漏りの有無 瓦のズレの有無 等	3 か月
とい	堆積物・ごみの有無 変形・破損の有無 取付金具の状態 等	3 か月
外壁	ひび割れ・破損の有無 プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・剥落の有無 等	3 か月
外部建具	作動状態、施錠状態 ガラスの割れ・漏水の有無 シーリング・ガスケットの状態 等	3 か月
自動ドア	建具・レールの変形、摩耗状況 ドアの走行抵抗の状態 ベルト・ワイヤー・チェーンの状態 駆動装置の作動状態 電圧・電流の状態（規格との適合性） 作動センサーの感度 等	3 か月
床	タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 石張りのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 畳敷きの摩耗状況、汚損の有無 等	3 か月
内壁	タイルのひび割れ・浮きの有無、摩耗状況 ボード類のひび割れ、汚損の有無 プラスター・漆喰のひび割れ・剥離・剥落の有無 壁紙の剥離・汚損の有無 トイレブースの破損・変形の有無 等	3 か月
天井	雨漏りの有無 塗装の剥落の有無 点検口の変形の有無 等	3 か月
カーテン・ブラインド	汚損・変形の有無 等	3 か月
手すり	取付状態 等	3 か月
その他	羽蟻の発生・蟻害の有無 等	3 か月
照明器具	汚損・損傷の有無、発錆状況 反射板の汚れの有無 ランプ切れ・点灯時のうなり音・ちらつきの有無 等	3 か月
通信・情報設備	据え付け・汚れの状態 作動状態 等	6 か月
機械設備一般	※冷媒については、オゾン層の保護に関する法律に基づき、冷媒が外部に漏れないよう慎重に取り扱うこと。	6 か月
空調設備	据え付け状態、異常音の有無 フィルターの汚れ・冷媒の漏出の有無 等	6 か月
オイルタンク	据え付け状態、漏出の有無 等	1 年
給排水衛生機器	据え付け状態、漏出の有無 等	6 か月
防災設備	※法定点検を行うこと。	6 か月
門扉、塀	作動状態、錆・腐食の有無 等	3 か月
排水管、マンホール、桝等	排水状態、地盤面の沈下の有無 マンホール蓋の破損の有無 等	3 か月
サイン類及び備品等	数量 汚損、変形の有無 等	随 時

※上表の周期によると関係法令等に適合しない場合は、法令等の規定を優先する。

別表9 清掃

1 日常清掃

「建築物等の清掃項目等」に基づき、次のとおり実施する。

ただし、「建築物等の清掃項目等」は、作業の目安を示したもので、汚れのひどい箇所、日常頻繁に使用する箇所は、随時必要な清掃を行い、常に清潔な状態を維持するものとする。

(1) ビニルシート、ビニルタイル床面

自在ぼうき等で掃いた後、真空掃除機等で集塵し、清潔な水で濡らしたモップ等で拭く。

また、汚れのひどい箇所は、モップ又は雑巾等で水拭きし、乾いてから床用ワックスを塗布する。

(2) カーペットタイル、カーペット敷床面

真空掃除機等で集塵する。また、水に濡れたときは、乾いた布で水分を吸い取り、汚れが染み込んだときは、適切な方法により処理する。

(3) 壁面

ハタキ又は軟布で払う。また、汚れのひどい箇所は、洗剤等を用いて洗浄し、乾いた布で拭く。

(4) 屑入れ

随時屑を除去し、指定の場所へ集中処理する。

(5) 火消し用吸殻入れ

屋内外に設置してある火消し用吸殻入れは、随時吸殻を除去した後、水洗いし、水を注いで配置する。

(6) 手すり、ノブ、窓台等

乾いた布で拭く・また、汚れのひどい箇所は、適切な方法により処理する。

(7) 備品什器、電話台等

乾いた布で拭く・また、汚れのひどい箇所は、適切な方法により処理する。

(8) ガラス等（脚立で届く範囲）

ア 窓ガラス、自動扉ガラス、ショーウィンドウガラス等は、湿り気を少し含んだ雑巾で拭き、曇りやムラのないように磨く。

イ ブラインドの表面は、雑巾で水拭きし、曇りやムラのないように磨く。

(9) 便所

ア 便所は、随時水拭きして常に清潔に保ち、便器は洗剤を用いて柄付きたわしで洗浄し、周囲及び金属部、自動洗浄装置は、雑巾で水拭きする。また、便器内側に汚水が詰まったときは、応急処置をして委託者に知らせる。

イ トイレットペーパー、便座シート及び水石鹼は、見回って取替補充し、防臭剤

は随時備える。

ウ 女子便所の汚物は、容器から取り出し、所定の場所まで運び、汚物容器は水洗いする。

エ 洗面台は、周辺部を含め雑巾で水拭きする。また、トラップを清掃し、洗剤等を用いて洗浄する。

(10) 湯沸室

ア 湯沸器及び流し台は、随時水拭きして常に清潔に保ち、茶殻等は見回って処理する。なお、茶殻等は、水にかけてビニール袋に入れて処理する。

イ 排水口は、随時ゴミを除去する。また、ゴミは、下水に流さないよう容器に入れ、指定場所へ集積する。

(11) エレベーター

内部及び扉を清掃する。

(12) 出入口

自在ぼうき等で掃いた後、モップで水拭きする。また、週1回洗剤を用いてデッキブラシで洗浄する。なお、来港者の通行には十分に配慮する。

(13) 建物外周、駐車場等

ア 自在ぼうき等で掃く。

イ 屋上等を清掃するときは、ループドレン（排水用目皿）を清掃する。

ウ 必要に応じ、除草し、散水する。

エ 必要に応じ、落葉を除去し、タイル床等を水洗いする。また、落葉期は、除去する。

オ 積雪の場合は、除雪する。また、人の行き来する場所は、入念に除雪する。

2 定期清掃

作業は、原則として飛行場の運用時間外とする。

(1) ビニルシート、ビニルタイル床面

洗剤を用いてポリッシャーで洗浄した後、吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去し、樹脂ワックス液をモップで数回塗布する。また、汚れのひどい箇所は、剥離を実施し、美しい状況にする。

(2) カーペットタイル、カーペット敷床面

真空掃除機等で集塵し、適切な方法により洗浄する。

(3) ガラス等（清掃用ゴンドラ等使用）

洗剤等を用いてガラス用スクイージーで洗浄し、曇りやムラのないように磨く。

なお、清掃用ゴンドラを使用する際は、安全第一を考慮し、人身事故等の発生防止に努める。また、清掃用ゴンドラは、清掃以外にはしようしてはならない。

建築物等の清掃項目等（標準回数は目安として記載）

項目・内容			標準回数					
			利会 用議 施室 設等	階廊 段下 等・	洗便 面所 所・ 等	等ス旅 ペ客 ー待 ス合	そ の 他	
床	弾性床	日常	除塵/掃除機等	随時	1/日	1/日	随時	1/日
			水拭き/部分		1/日			1/日
			水拭き/全面	随時		1/日	1/日	
		定期	表面洗淨	2/年	2/年	2/年	随時	
	硬質床	日常	除塵/掃除機等		1/日	1/日	随時	1/日
			水拭き/部分		1/日			1/日
			水拭き/全面			1/日	1/日	
		定期	表面洗淨		1/年	2/月	1/月	1/月
	繊維床	日常	除塵/掃除機等				1/日	1/日
		定期	洗淨	2/年			随時	1/年
壁	定期	拭き		随時	随時	随時		
		除塵		随時	随時	随時	1/月	
フロアマット	日常	除塵		1/日		1/日		
	定期	洗淨		1/月		1/月		
トイレブース	日常	拭き			2/日			
灰皿・ゴミ箱	日常	洗淨	2/日			2/日	1/日	
洗面台	日常	拭き			2/日			
		洗淨			1/月			
鏡	日常	拭き			2/日			
衛生陶器	日常	洗淨			2/日			
流し台	日常	洗淨			2/日	2/日	2/日	
窓ガラス	日常	拭き	1/週	1/週		随時	1/月	
	定期	洗淨	1/年	1/年	1/年	随時	1/年	

- (注) 用語の定義
- 弾性床：ビニル床タイル等
 - 硬質床：タイル、コンクリート、石等
 - 繊維床：カーペット等
 - 除塵（掃除機等）：電気掃除機によりゴミを吸引する。
 - 水拭き 部分：汚れや水滴をモップで拭く。
 - 全体：全体をモップで丁寧に拭く。
 - 表面洗淨：(1)除塵
 - (2)専用洗剤をムラのないよう塗布
 - (3)床磨き機で洗淨
 - (4)汚水を除去
 - (5)2回以上水拭きし、乾燥
 - (6)床ワックスを2回重ね塗りする。
 - 拭き：ウエス等で拭く。
 - 洗淨：専用洗剤で洗淨し、ウエス等で拭きあげる。

別表 10 施設の規模等（令和 5 年 8 月時点）

- ・飛行場の面積：約172ha
- ・災害応急対策における位置付け：大規模な災害が発生した場合は、広域防災拠点となる施設

(1) 飛行場土木施設

① 飛行場基本施設

着陸帯	長さ2,860m×幅300m
滑走路	長さ2,740m×幅45m（アスファルトコンクリート舗装）
誘導路	総延長2,956.7m（セメントコンクリート舗装及びアスファルトコンクリート舗装）
W-1	長さ253.7m×幅26.5m
W-2～8	長さ1,244.7m×幅30m
W-9	長さ195.7m×幅28.5m
平行誘導路	長さ1,106.6m×幅23m
M-1 誘導路	長さ39m×幅23m
M-2 誘導路	長さ39m×幅30m
M-3 誘導路	長さ39m×幅23m
J 誘導路	長さ39m×幅18m
エプロン	面積208,378㎡（LA-1）、36,449㎡（LA-2）（セメントコンクリート舗装及びアスファルトコンクリート舗装）

※ 着陸帯には、過走帯（長さ60m×幅45m×2箇所（アスファルトコンクリート舗装））を含む。

② 飛行場その他土木施設

場周道路、保安道路、構内道路、駐車場、植樹、排水施設（管渠、開渠、枳、新駐機場西端排水路、調整池等）、大山川暗渠、新境川暗渠、大山川樋門、大山川橋（場周道路橋）、場周柵、構内道路入口ゲート、町道連絡道路、道路案内標識、共同溝等

この他、幹線排水路の地上権が飛行場外に設定されている。

(2) 建築施設

次表に掲げる建築施設（同施設に付随する給排水設備（浄化槽設備を含む。）、自動火災報知設備、消火設備、空気調和設備、排煙設備、換気設備、避雷針設備、電話通信設備、受配電設備（ターミナルビルに付随するものに限る。）、自家発電設備（ターミナルビルに付随するものに限る。）、その他建築物に付帯する施設を含む。）

【建築施設の概要】

施設名	建築年度	構造及び階数	面積(㎡)	棟数
管理庁舎	平成7年度	鉄骨造5階建	5,059.35	1
ターミナルビル	昭和60年度	鉄骨造3階建	22,932.36	1
変電局舎	昭和53年度	鉄筋コンクリート造平屋建	577.50	1
スーパー車庫	昭和62年度	鉄筋コンクリート造平屋建	135.00	1
自動車車庫	平成7年度	鉄骨造平屋建	67.05	1
医療搬送車車庫	平成4年度	鉄骨造5階建	575.57	1

ターミナルビル合併浄化槽上屋	平成11年度	鉄筋コンクリート造平屋建	43.25	1
立体駐車場	平成26年度	鉄骨造5階建	17,430.28	1
立体駐車場	平成26年度	鉄骨造5階建	15,511.03	1
ターミナルビル前乗降場北側歩道ルーフ	平成8年度	鉄骨造平屋建	112.00	1
ターミナルビル前乗降場南側歩道ルーフ	平成8年度	鉄骨造平屋建	77.00	1
立体駐車場連絡通路上屋	平成26年度	アルミ造平屋建	30.47	1
駐車場入口ゲート	平成26年度	アルミ造平屋建	30.60	1
駐車場出口ゲート	平成26年度	アルミ造平屋建	30.60	1
倉庫	平成28年度	鉄骨造平屋建	94.12	2
ターミナルビル横断歩道ルーフ	平成28年度	鉄骨造平屋建	116.25	1
ターミナルビル北側通路ルーフ	平成28年度	鉄骨造平屋建	15.12	1
自動二輪駐車场上屋	平成30年度	アルミ造平屋建	43.27	1

(3) 航空保安施設

① 航空灯火施設

飛行場灯台、標準式進入灯、閃光灯、進入角指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、滑走路距離灯、過走帯灯、誘導路灯、誘導路中心線灯、誘導案内灯、風向灯、航空障害灯（小牧山展望台、春日井市味美白山町1-17-4、名古屋市北区六が池町555（空港より配電））等

② 航空保安無線施設（ILS）

LOC装置、GS装置、T-DME装置、遠隔制御装置等

(4) 電気施設

受配電設備、蓄電池、監視制御装置、定電流調整器、予備発電装置、幹線ダクト、エプロン灯、道路・駐車場灯、灯火整備作業所設備等

(5) 陸上無線施設

無線機本体、マイク、アンテナ、配線、電池、充電器等

(6) 気象観測施設

風向風速計（滑走路両端）、RVR（滑走路視距離計、滑走路両端）、シーロメーター（雲底高度計）、気温・湿度・雨量計、気圧計、多重伝送部、分岐送信部、直流分岐部、空港気象表示装置、保守管理部、無停電電源部、データ編集部、データ表示部、飛行場状況表示装置等

(7) 航空機騒音常時観測設備

航空機騒音常時観測局（味美ふれあいセンター、小針入鹿新田会館、市之久田会館）、中央局等

(8) 監視カメラ（ITV）設備

エプロン監視用及び駐車場監視用、ターミナルビル監視用、管理庁舎監視用等

(9) フライトインフォメーション表示システム（FIDS）設備

出発・到着・ゲート表示器、バゲージ表示器、スポット・ソーティング表示器、FIDSホスト、エアライン・中央監視・ゲート・バゲージ端末、親時計システム等

(10) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

- ・ 処理方式 流量調整型担体流動方式
- ・ 処理水量 最大 1.0m³/日
- ・ 基本構成 投入柵、流量調整槽、沈殿分離槽、脱窒ろ床槽、担体流動・ばっ気反応槽、沈殿槽、第2担体流動・ばっ気反応槽、担体ろ過槽、炭ろ過槽、処理水槽、消毒槽